強い農業づくり交付金の配分基準について

16生産第8451号 平成17年4月1日 大臣官房国際部長 総合食料局長 生産局長通知 経営局長

改正 平成18年 3月31日 17生産第8569号 改正 平成19年 3月30日 18生産第9316号 改正 平成20年 4月 1日 19生産第9995号 改正 平成20年10月16日 20生産第3974号 改正 平成21年 3月31日 20生産第10021号 改正 平成21年 3月31日 20総合第2242号 改正 平成21年 3月31日 20経営第7197号 平成21年 5月29日 21生産第1067号 改正 改正 平成21年 5月29日 21総合第323号 改正 平成21年 5月29日 21経営第934号 最終改正 平成22年 5月28日 21生産第9806号 最終改正 平成22年 5月28日 21総合第2156号 最終改正 平成22年 5月28日 21経営第7165号

強い農業づくり交付金については、強い農業づくり交付金実施要綱(平成17年4月1日付け生産第8260号農林水産事務次官依命通知)が定められたところであるが、その交付金の配分基準について、別紙のとおり定めたので、御了知の上、本交付金の実施につき、適切な御指導をお願いする。

強い農業づくり交付金の配分基準について

強い農業づくり交付金の配分基準については、以下のとおりとする。

第1 推進事業

推進事業(強い農業づくり交付金実施要綱(平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)別表のメニューの欄に定める推進事業をいう。以下同じ。)の配分は、次に掲げる事項ごとに算定された額を合計し、各都道府県への配分額とする。なお、1事業実施主体当たりの上限事業費を1,000万円とする。

ただし、要綱第8の4に基づき評価結果を反映する場合にあっては、第 3の2により算定された額を各都道府県への配分額とする。

1 事業実施計画の要望額に応じた配分

推進事業予算額又は各事業実施主体が策定した事業実施計画(以下「事業実施計画」という。)のうち推進事業に係る要望額(以下第1において「要望額」という。)の合計額のいずれか低い額(以下第1において「配分基礎額」という。)の7割に相当する額について、各事業実施主体の要望額の全国に占める割合に基づき配分する。

2 事業実施計画の目標に応じた配分

配分基礎額の3割に相当する額について、事業実施計画を別表1に基づき算定したポイントの高い順に並べ、ポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を配分する。ただし、その最終の配分可能額が要望額を下回る場合には、当該配分可能額を配分する。なお、当該配分可能額に同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、当該事業実施計画の要望額の割合に応じて配分するものとする。

第2 整備事業

整備事業(要綱別表のメニューの欄に定める整備事業をいう。以下同じ。) の配分は、次に掲げる事項ごとに算定された額を合計し、各都道府県への配分額とする。

1 前年度からの継続事業等に対する配分

整備事業予算額から要綱附則の6の規定に基づく事業の実施に要する要望額、平成21年度以前に本交付金を受けて着工された事業であって事業実

施期間が平成22年度以降に及ぶものに要する要望額及び要綱別表のメニューの欄に定める取組のうち、事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の実施に要する要望額に相当する額を、都道府県ごとに合計した額を配分する。

- 2 特別枠の対象取組に対する配分
- (1)整備事業の予算における特別枠となる取組は、次のとおりとする。
 - ア 地産地消促進特別枠

産地競争力の強化のうち地産地消の取組

- (2) 特別枠の対象取組の整理
 - (1)のアの特別枠の予算額の範囲内で、事業実施計画をポイントの高い順に並べる。

なお、ポイントの高い順に並べた結果、特別枠の予算の範囲内である 事業実施計画については、別表 2-1-2に定める特別枠加算要件を満 たした場合は特別枠加算ポイントを加算することとする。

ただし、合計ポイントが30ポイントを超える場合は30ポイントを上限とする。

また、(1)のアの特別枠に対し、一の都道府県が当該特別枠の予算額を超える事業実施計画を提出することは認めないものとする。

- 3 事業実施計画の成果目標等に応じた配分
- (1)整備事業予算額から1に要する額を減じた額の範囲内で、事業実施主体等ごとの事業実施計画を別表2-1-①から2-4までに基づき算定したポイント及び2の(2)で並べた事業実施計画と合わせてポイントの高い順に並べ、ポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を配分する。
- (2)(1)により配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、当該配分可能額を当該都道府県に配分する。

なお、当該配分可能額に同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数 ある場合には、以下のとおり配分するものとする。

- ア 要綱第2に定める政策目的のうち食品流通の合理化に資する事業実施計画がある場合は、当該事業実施計画については、要望額に相当する額を配分する。
- イ アにより配分した結果、さらに配分可能額がある場合には、アの事業実施計画を除いた事業実施計画の要望額の割合に応じて当該都道府

県に配分する。

第3 評価結果の配分額への反映

推進事業及び整備事業に係る交付金の配分における要綱第8の4に基づく評価結果の反映は、次によるものとする。

- 1 評価結果の反映は、要綱第8の4に基づき取りまとめた推進事業及び整備事業の評価結果における都道府県別の成果目標の達成度(当該達成度が2以上の政策目的にわたる場合にあっては、各政策目的の事業実績に応じて加重平均した値とする。以下「達成度」という。)に基づき行うものとする。ただし、中間的な事業の評価結果については、配分額への反映対象としないものとする。
- 2 評価結果を反映した配分額は、都道府県からの交付要望額に、次の(1) 又は(2)の表の左欄に掲げる達成度の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げ る率を乗じて得た額とする。

(1) 推進事業

達成度	乗率
80%以上	100.0%
60%以上80%未満	95.0%
40%以上60%未満	90.0%
20%以上40%未満	85.0%
20%未満	80.0%

(2)整備事業

達成度	乗率
80%以上	100.0%
60%以上80%未満	95.0%
40%以上60%未満	90.0%
20%以上40%未満	85.0%
20%未満	80.0%

第4 前々年度不用額の配分額への反映

都道府県に配分した交付金の効率的な予算執行を推進するために、要綱第9の2の(1)に基づき、以下のとおり前々年度の都道府県における整備交付金の不用額を都道府県からの交付要望額に反映させるものとする。

不用額とは、都道府県が配分を受けた割当額のうち、未執行となった額をいう。

(反映手法)

次の表の左欄に掲げる前々年度都道府県別不用額率(都道府県の前々年度の割当額に対する前々年度の不用額の割合)を算出し、該当する右欄の

不用額換算率を事業実施計画の交付要望額に反映させるものとする。

不用額ペナルティ査定額=事業実施計画の交付要望額×不用額換算率

前々年度都道府県別不用額	不用額換算率
5%以下	100%
5%以上20%未満	95%
20%以上40%未満	90%
40%以上	80%

(注)前々年度都道府県別不用額率=前々年度不用額/前々年度割 当額×100

第5 配分基準の考え方の見直し

本通知の配分基準の考え方については、個別地区の成果目標の実績、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ、関係者以外の者の意見を 聴取した上で見直しを行うものとする。

附則

1 この改正された要領は、平成18年3月31日から施行する。ただし、同年4月1日から適用する。

附則

1 この通知は、平成19年4月1日から施行する。

附則

1 この通知は、平成20年4月1日から施行する。

附則

1 この通知は、平成20年10月16日から施行する。

附則

1 この通知は、平成21年4月1日から施行する。

附則

1 この通知は、平成21年5月29日から施行する。

附則

1 この改正は、平成22年5月28日から施行する。

別表1 (経営力の強化)

メニュー	達成すべき成 果目標の基準		ポイン	/	
新規就農者 の育成・確 保	新たな研修教 育コースの研 修修了者が新	るポイ	道府県等における多様な就農形態に対応した新たな研修教 イントの合計値を各事業実施主体ごとの獲得ポイントとす。		置に伴う体制整備等を支援するため、次に掲げ
	規就農すること。		新たな研修教育コースの研修修了者のうちの新規就農 者数	ポイント	
			9名以上	8	
			6名以上9名未満	6	
			3名以上6名未満	4	
			1名以上3名未満	2	
			※既存のコースを拡充したものは、拡充に伴い増加した。 つポイントに加算するポイント 所たな研修教育コースの研修修了者に占める新規就農者の		
			新たな研修教育コースの研修修了者に占める新規就農 者の割合	ポイント	
			80%以上	8	
			60%以上80%未満	6	

	40%以上60%未満	4	
	20%以上40%未満	2	
(1)	目標時の新規就農者に占める認定就農者及び認定農業者の領1)40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4ポイント2ポイント	

別表 2-1-①(産地競争力の強化) 各メニューの中で整備する施設等は以下のとおりとする。また、類別欄に定める番号の達成すべき成果目標基準、ポイント等は別表 2-1-②のとおりとする。

メニュー	共同利用施設等								類別				
土地利用型作物	耕種作物小規模土地基盤整備	1	2	3	4	5	6	7					
(稲 (新規需要米を除く。))	共同育苗施設	1	2	3	4	5	6	7					
	乾燥調製施設	1	2	3	4	5	6	7					
	穀類乾燥調製貯蔵施設	1	2	3	4	5	6	7					
	農産物処理加工施設	1	2	3	4	5	6	7					
	集出荷貯蔵施設	1	2	3	4	5	6	7					
	産地管理施設	1	2	3	4	5	6	7					
	生産技術高度化施設	1	2	3	4	5	6	7					
土地利用型作物 (新規需要米)	耕種作物小規模土地基盤整備	8	9	14									
(利从而安水)	共同育苗施設	8	9	10	11	12							
	乾燥調製施設	8	9	10	11	12							
	穀類乾燥調製貯蔵施設	8	9	10	11	12							
	農産物処理加工施設	8	9	13									
	集出荷貯蔵施設	8	9	10	11	12							
	産地管理施設	8	9	10	11	12							
	用土等供給施設	8	9	10	11	12							
	生産技術高度化施設	8	9	10	11	12							
	種子種苗生産関連施設	8	9	10	11	12							
	有機物処理・利用施設	8	9	14									
土地利用型作物 (麦)	耕種作物小規模土地基盤整備	15	16	17	18	19	20	21	22				
	乾燥調製施設	15	16	17	18	19	20						
	穀類乾燥調製貯蔵施設	15	16	17	18	19	20						

İ			l]]]	ĺ]	ĺ		<u> </u>
	農産物処理加工施設	15	16	17	18	19	20	21						
	集出荷貯蔵施設	15	16	17	18	19	20							
	産地管理施設	15	16	17	18	19	20	21						
	生産技術高度化施設	15	16	17	18	19	20	21	22					
土地利用型作物	乾燥調製施設	23	24	25	26	27	28	29						
(豆類)	穀類乾燥調製貯蔵施設	23	24	25	26	27	28	29						
	農産物処理加工施設	24	25	29	30	31	32							
	集出荷貯蔵施設	23	24	25	26	27	28	29						
	産地管理施設	23	24	25	26	27	28	29						
	生産技術高度化施設	23	24	25	26	27	28	29						
土地利用型作物	乾燥調製施設	33	34	35	36									
(主要農作物種子)	穀類乾燥調製貯蔵施設	33	34	35	36									
	種子種苗生産関連施設	33	34	35	36									
畑作物・地域特産 物(いも類)	産地管理施設	37	38	39	43	44	45							
10 (V·台類)	農産物処理加工施設	37	38	39	40	41	42	43	44	45				
	集出荷貯蔵施設	37	38	39	43	44	45							
	農作物被害防止施設	46	47											
	種子種苗生産関連施設	37	38	39	43	44	45							
	生産技術高度化施設	37	38	39	43	44	45							
	有機物処理・利用施設	40	41	42										
畑作物・地域特産 物(甘味資源作物)	共同育苗施設	48	49	50	52									
1/2/(日·坏貝/冰TF物)	農産物処理加工施設	48	49	51	52	53								
	生産技術高度化施設	48	49	51	52									
畑作物・地域特産 物(茶)	耕種作物小規模土地基盤整備	54	55	59	60	64	67	68						
127 (水)	農産物処理加工施設のうち荒	56	60	65	69	70								

	茶加工機													
	農産物処理加工施設のうち仕 上茶加工機	54	61	65	67	71								
	集出荷貯蔵施設	57	62	66	67	70								
	産地管理施設	54	55	59	60	64	67	68						
	生産技術高度化施設の うち栽培管理支援施設	54	55	59	60	64	67	68						
	農作物被害防止施設のうち防 霜施設、病害虫防除施設	55	58	60	63	64	67	68						
畑作物・地域特産 物(いぐさ・畳表)	共同育苗施設	72	73	74	75	77								
初(いくさ・宜衣)	乾燥調製施設	72	73	74	75	77								
	農産物処理加工施設	72	73	74	75	76	77							
	集出荷貯蔵施設	72	73	74	75	77								
	産地管理施設	72	73	74	75	76	77							
	生産技術高度化施設	72	73	74	75	77								
畑作物・地域特産	耕種作物小規模土地基盤整備	78	79	80	82	84	85							
物(その他)	共同育苗施設	78	79	80	82	83	85							
	乾燥調製施設	78	79	80	82	83	85							
	農産物処理加工施設	79	80	81	82	86	87							
	集出荷貯蔵施設	78	79	80	82	83	85							
	地域食材供給施設	79	80	81	82	86	87							
	産地管理施設	78	79	80	82	84	85							
	生産技術高度化施設	78	79	80	82	84	85							
果樹	耕種作物小規模土地基盤整備	88	89	90	91	92	93	94	95	96	99			
	共同育苗施設	88	89	90	91	92	93	94	95	96	99			
	農産物処理加工施設	88	89	90	91	92	93	94	95	96	99			
	集出荷貯蔵施設	88	89	90	92	93	94	95	96					

İ	1		Ì		Ī	I	l	ı	ı	l	İ	ĺ	Í	ĺ	ı	
	産地管理施設	88	89	90	91	92	93	94	96	99						
	農作物被害防止施設	89	94	95	96	97	98	99								
	生産技術高度化施設	88	89	90	91	92	93	94	95	96	99					
	種子種苗生産関連施設	88	89	90	91	92	93	94	95	96	99					
	有機物処理・利用施設	88	89	91	92	93	94									
野菜	耕種作物小規模土地基盤整備	100	101	102	103	104	105	106	107							
	共同育苗施設	100	101	102	103	104	105	106	107	110						
	農産物処理加工施設	100	101	102	103	104	105	106	107							
	集出荷貯蔵施設	100	101	103	104	105	106	107								
	産地管理施設	100	101	102	103	104	105	106	107	110						
	農作物被害防止施設	101	105	106	108	109	110									
	生産技術高度化施設	100	101	102	103	104	105	106	107	110						
	種子種苗生産関連施設	100	101	102	103	104	105	106	107	110						
	有機物処理・利用施設	100	101	102	103	104	105									
花き	耕種作物小規模土地基盤整備	111	112	113	114	115	116	117	118							
	共同育苗施設	111	112	113	114	115	116	117	118	121						
	農産物処理加工施設	111	112	114	115	116	117	118								
	集出荷貯蔵施設	111	112	114	115	116	117	118								
	産地管理施設	111	112	113	114	115	116	117	118	121						
	用土等供給施設	111	112	113	114	115	116	117	118							
	農作物被害防止施設	112	116	118	119	120	121									
	生産技術高度化施設	111	112	113	114	115	116	117	118	121						
	種子種苗生産関連施設	111	112	113	114	115	116	117	118	121						
	有機物処理・利用施設	111	112	113	114	115	116	117								
地産地消	農産物処理加工施設のうち加	122	123	124												

	工施設															
	農産物処理加工施設のうち直 売施設(交流施設を一体的に 整備する場合を含む。)	122	123	124												
	集出荷貯蔵施設	122	123	124												
	地域食材供給施設	122	123	124												
環境保全(環境保 全型農業)	耕種作物小規模土地基盤整備	125	126													
(注) 1	用土等供給施設	125	126													
	有機物処理・利用供給施設	125	126	127												
環境保全(小規模 公害防除)	耕種作物小規模土地基盤整備	128	129													
環境保全(農業廃 棄物の再生処理)	農業廃棄物処理施設	130	131													
畜産周辺環境影響 低減 (注) 2	浄化処理施設	132	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170
14.例 (在) 2		171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185
		186	187													
	脱臭施設	133	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170
		171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185
		186	187													
地球温暖化対策	農産物処理加工施設	134	137													
	バイオディーゼル燃料製造供給施設	135	136													
	有機物処理・利用供給施設	138	139													
穀類乾燥調製貯蔵 施設等再編利用	乾燥調製施設	140	141	142												
(注) 3	穀類乾燥調製貯蔵施設	140	141	142												
	集出荷貯蔵施設	140	141	142												
集出荷貯蔵施設等 再編利用	集出荷貯蔵施設	143														
(注)4	農産物処理加工施設	143														

農産物処理加工施 設等再編利用	農産物処理加工施設のうち荒 茶加工機	144	145	146	147	149	150	151	152	153	154					
	農産物処理加工施設のうち仕 上茶加工機	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154				
	畜産物処理加工施設	155	156	158	159	168	169	176	177	180	181	185	186			
強化 (注) 5	家畜飼養管理施設	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	17
		172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	180
		187														
	離農跡地・後継者不在経営施 設	188	189	190	191											
家畜改良増殖	家畜改良増殖関連施設(牛肉)	192	193	194	195											
	家畜改良増殖関連施設 (豚肉)	196	197	198	199	200										
	家畜改良増殖関連施設(鶏肉)	201	202	203	204											
	家畜改良増殖関連施設(鶏卵)	205	206	207	208											
	家畜改良増殖関連施設(馬及 び特用家畜)	209	210	211	212											
飼料増産	飼料作物作付条件整備	213	214	215												
	放牧利用条件整備	213	214	215												
	水田飼料作物作付条件整備	213	214	215												
	家畜飼養管理施設	213	214	215												
	自給飼料関連施設	213	214	215												
飼料増産(地域未 利用資源の飼料利 用)	自給飼料関連施設	216	217	218	219											
食肉等流通体制整備	産地食肉センター	220	221	222	223											
1厘	家畜市場	224	225	226												
	食鳥処理施設	227	228	229												
	鶏卵処理施設	230	231	232	233											

- (注) 1:環境保全(環境保全型農業)の取組で有機物処理・利用供給施設のうち地域資源肥料化処理施設を整備する場合は、127を必須とし、125又は 126の中から成果目標を1つ、合計2つの成果目標を立てること。
 - 2: 畜産周辺環境影響低減の取組を行う場合は、以下のとおりとする。
 - (1) 浄化処理施設を整備する場合は、132を必須とし、157から187の中から施設内において飼養する畜種に応じた成果目標を1つ、合計2つの成果目標を立てること。
 - (2) 脱臭施設を整備する場合は133を必須とし、157から187の中から施設内において飼養する畜種に応じた成果目標を1つ、合計2つの成果目標を立てること。
 - 3:穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用の取組を行う場合は140から142の中から成果目標を1つ、当該施設で取り扱う作物の成果目標から1つ、合計2つの成果目標を立てること。

なお、新規需要米以外の米のみを取り扱う施設の再編整備の取組を行う場合は必ず141の成果目標を、麦のみを取り扱う施設の再編整備の取組 を行う場合は142の成果目標を立てること。

ただし、新規需要米以外の米のみを取り扱う施設において、141の成果目標に掲げる施設運営等の転換の取組のうち①の取組を既に行っている場合、麦のみを取り扱う施設において、142の成果目標に掲げる施設運営等の転換の取組のうち①の取組を既に行っている場合は、140の成果目標を立てることができる。

- 4:集出荷貯蔵施設等再編利用の取組を行う場合は143を必須とし、当該施設で取り扱う作物(野菜、果樹及び花き)の成果目標から1つ、合計2つの成果目標を立てること。
- 5: 畜産生産基盤育成強化の取組で家畜飼養管理施設を整備する場合は、当該施設において飼養する畜種に応じた成果目標を選択すること。

別表2-1-②(産地競争力の強化)

同じメニューの中から達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値を1つ又は2つ選択できるものとする。

ただし、複数の作物(メニュー)に関連する施設等の整備を行う場合は、主要な2つの作物(メニュー)の達成すべき成果目標を1つずつ選択するものとする。

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント		
	※乾燥調製施設及び穀類乾燥調製貯蔵施設の新設・増設を行う場合は必ず、2つのうち1つの成果目標について、成果目標ポイントの10ポイント満点を5ポイント満点に圧縮し、残りの5ポイントについては、以下のいずれかを選択するものとする。 ・策定する利用計画において、戦略的な販売のための施設運営を行うため、当該施設において、 ①担い手で構成される組織への施設運営委託又はサイロ単位等施設の部分貸与に取り組む計画となっている場合・・・5ポイント ②担い手に対しての大口割引や平日割引等優先配慮に取り組む計画となっている場合・・・3ポイント				
	1	・小売店や個人消費者等に対しての直接販売又は中食・外食用等向けの原料用等米の契約栽培の取組について、その取扱量の割合が10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
	2	・10 a 当たり物財費を1%以上削減。 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の10 a 当たり物財費について 都道府県平均値より15%以上下回る場合・・5ポイント 都道府県平均値より10%以上下回る場合・・4ポイント 都道府県平均値より5%以上下回る場合・・3ポイント 又は、 ・現在、コスト縮減の取組として、事業実施地区の作付面利 又は生産量の過半数において、品目別生産コスト縮減戦略及 び農業新技術20XXに記載されている、稲の生産に係る物財費 縮減に資する取組のうち、 1つを3年以上取り組んでいる場合・・・・3ポイント		
	3	・10 a 当たり労働時間を10%以上削減。 26%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の10 a 当たり労働時間について 都道府県平均値より30%以上下回る場合・・5ポイント 都道府県平均値より20%以上下回る場合・・4ポイント 都道府県平均値より10%以上下回る場合・・3ポイント 又は、 ・現在、コスト縮減の取組として、事業実施地区の作付面利 又は生産量の過半数において、品目別生産コスト縮減戦略及 び農業新技術20XXに記載されている、稲の生産に係る労働時間縮減に資する取組のうち、 1つを3年以上取り組んでいる場合・・・・3ポイント		

	の指標を分析)の結果、①食味値②アミロース値(%)③タンパク値(%)④その他①~③と同程度の品質向上指標、のうち 2 項目以上が、前年産(又は前 5 中 3)より改善されているとともに、タンパク値(%)について分析結果が0.1ポイント以上低下。	0.8ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	・重金属等の有害物質の低減に取り組む面積を5ポイント以上増加。(ただし、作付面積全体に占める重金属等の有害物質の低減に取り組む面積の割合を10%以上確保するものとする) 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
6	・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積(持続農業法に基づく認定、有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を都道府県等行政機関から受けている面積の合計)の割合を1ポイント以上増加。 40ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	業に取り組む面積の割合が、全国の平均である25%以上。 60%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント
7	・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り組む 農業者(持続農業法に基づく認定、有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を都道府県等行政機関から受けている農業者の合計)の割合を1ポイント以上増加。 50ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	む農業者割合が1%以上。

1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別6 の成果目標を選択することはできない。 土地利用型作物 |※乾燥調製施設及び穀類乾燥調製貯蔵施設の新設・増設を行う場合は必ず、2つのうち1つの成果目標について、成果目標ポイントの (新規需要米) 10ポイント満点を5ポイント満点に圧縮し、残りの5ポイントについては、以下のいずれかを選択するものとする。 ※新規需要米と |・事業実施地区における新規需要米の作期を、品種の選定、栽培技術の導入等によって主食用米とずらし、施設利用の効率化及び用途 は、米粉用米及 に応じた分別管理に取り組む計画となっている場合・・・5ポイント び飼料用米をい ・気象情報を活用し、立毛乾燥の推進に取り組む計画となっている場合・・・3ポイント う。以下同じ。 ・事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需要米が占 ・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需 8 要米が占める面積割合が2.0%以上。ただし、事業実施地区が める面積割合が4ポイント以上増加。 12ポイント以上・・・・・・・・・10ポイント 所在する都道府県における水稲作付面積に対する新規需要米 10ポイント以上・・・・・・・・・8ポイント の作付面積の割合を上回るものとする。 8ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 8.0%以上・・・・・・・・・5ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・・4ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・3ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・2ポイント 3.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・1 ポイント ・事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、米粉・ ・現状の事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、 飼料用米向けに育成された多収性の専用品種の作付面積の占め | 米粉・飼料用米向けに育成された多収性の専用品種の作付面 る割合が20ポイント以上増加。 積の割合が10%以上。 50%以上・・・・・・・・ 5ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・・5ポイント 35ポイント以上・・・・・・・・・4ポイント 40%以上・・・・・・・・・・・ 4ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・3ポイント 30%以上・・・・・・・・・・・ 3ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・2ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・1 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・1ポイント かつ、 ・事業実施地区における多収性の専用品種の栽培に当たって、 (a) 土壌・生育診断結果を反映した施肥管理、(b) 耕畜連携体制 の構築による堆肥の利用、(c)大豆等他作物との輪作体系の確立 による肥料費の抑制の各項目に新たに取り組む場合 (a)、(b)、(c)の全てに取り組む場合・・・・5ポイント (a)、(b)、(c)のいずれか2つに取り組む場合・3ポイント (a)、(b)、(c)のいずれか1つに取り組む場合・1ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別14 の成果目標を選択することはできない。 ・新規需要米の10 a 当たり物財費が事業実施地区における直近 ・現状の水稲について 10 の水稲全体の物材費に対して95%以下。 10 a 当たり物財費が都道府県平均値を11%以上下回る場合 85%以下・・・・・・・・・・・・10ポイント ・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 87.5%以下・・・・・・・・・・8ポイント 10 a 当たり物財費が都道府県平均値を8%以上下回る場合 90%以下・・・・・・・・・・・・・・6ポイント ・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 92.5%以下・・・・・・・・・・・4 ポイント 10 a 当たり物財費が都道府県平均値を5%以上下回る場合 95%以下・・・・・・・・・・・・・・2ポイント ・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 又は、 現在、コスト縮減の取組として、事業実施地区の作付面積 又は生産量の過半数において、品目別生産コスト縮減戦略及 ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別12 び農業新技術200Xに記載されている、稲又は飼料用米の生産 の成果目標を選択することはできない。 に係る物財費縮減に資する取組のうち、 2つ以上に取り組んでいる場合・・・・・2ポイント 1つに取り組んでいる場合・・・・・・1ポイント ・新規需要米の10 a 当たり労働時間が事業実施地区における直 ・現状の水稲について 11 近の水稲全体の労働時間に対して85%以下。 10 a 当たり労働時間が都道府県平均値を20%以上下回る場 65%以下・・・・・・・・・・・10ポイント 合・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 70%以下・・・・・・・・・・・・・8ポイント 10 a 当たり労働時間が都道府県平均値を10%以上下回る場 合・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 75%以下・・・・・・・・・・・・・・6ポイント 80%以下・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 又は、 85%以下・・・・・・・・・・・・・2ポイント ・現在、コスト縮減の取組として、事業実施地区の作付面積

			又は生産量の過半数において、品目別生産コスト縮減戦略及 び農業新技術200Xに記載されている、稲又は飼料用米の生産 に係る労働時間縮減に資する取組のうち、 2つ以上に取り組んでいる場合・・・・・2ポイント 1つに取り組んでいる場合・・・・・1ポイント
	12	・新規需要米の60kg当たり物財費が事業実施地区における直近の水稲全体の物材費に対して95%以下。 85%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の水稲について 60kg当たり物財費が都道府県平均値を10%以上下回る場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別10 の成果目標を選択することはできない。	2つ以上に取り組んでいる場合・・・・・2ポイント 1つに取り組んでいる場合・・・・・・1ポイント
	13	・地場製粉等の加工(事業実施地区の生産物を当該地区が所在する産地の施設等において製粉等の加工を行うこと)により新規需要米の販売単価(新規需要米の単位重量当たりに換算)が50%以上増加。 150%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・現状の事業実施地区における新規需要米の販売単価について 前年から増加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	14	・新規需要米の単収が事業実施地区における直近の水稲全体の平年単収に対して105%以上。	・現状の事業実施地区における新規需要米の生産が米粉・飼料用米向けに育成された多収性の専用品種によって行われている割合が20%以上。 100%・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
上地利用型作物 (麦)		- 調製施設及び穀類乾燥調製貯蔵施設の新設・増設を行う場合は必 標ポイントの10ポイント満点を 5 ポイント満点に圧縮し、残りの	
	に取り ※作 A: B: ・人工	実施地区において、複数品種又は麦種による作付体系(作付面積別組む場合・・・5ポイント 付面積比率=A/B 事業実施地区に作付けられている麦について、上位1品種(もし事業実施地区における麦作付面積 衛星等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用による クアップ収穫技術等の導入による乾燥調製に係るコスト縮減に取	くは上位1麦種)を除いた作付面積の合計 雨害の回避(高水分収穫)及び収穫順序の決定技術、ヘイバイ
	15	・民間流通におけるは種前契約の契約数量又は作付面積の割合が5%以上増加。 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・民間流通におけるは種前契約の契約数量又は作付面積について、直近5ヵ年(5ヵ年遡る事が困難な場合は直近3ヵ年)の増加割合が5%以上。 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

		計画処理量の設定の際の水分値に補正することで算出した処理量をもって利用率を算出することも可とする。)について、直近5ヵ年(5ヵ年遡る事が困難な場合は直近3ヵ年)の平均値が100%以上。 114%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
16	・裏作麦の作付拡大により麦の増産に取り組む地域において、 事業実施地区における麦の作付面積に占める裏作麦の作付面積 の割合が7ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施地区における麦の作付面積のうち裏作麦の割合が 6%以上。 17%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
17	・10 a 当たり物財費を3%以上削減。 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の10 a 当たり物財費について 都道府県平均値を15%以上下回る場合・・・5ポイント 都道府県平均値を10%以上下回る場合・・・4ポイント 都道府県平均値を5%以上下回る場合・・・3ポイント ※都道府県平均値の統計データが無い場合は、ブロック別 平均値を用いることも可とする。 又は、 ・現在、コスト縮減の取組として、事業実施地区の作付面積 又は生産量の過半数において、品目別生産コスト縮減戦略及 び農業新技術20XXに記載されている、麦の生産に係る物財費 縮減に資する取組のうち、 1つを3年以上取り組んでいる場合・・・・3ポイント
18	・10 a 当たり労働時間を3%以上削減。 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の10 a 当たり労働時間について 都道府県平均値を30%以上下回る場合・・・5ポイント 都道府県平均値を20%以上下回る場合・・・4ポイント 都道府県平均値を10%以上下回る場合・・・3ポイント ※都道府県平均値の統計データが無い場合は、ブロック別 平均値を用いることも可とする。 又は、 ・現在、コスト縮減の取組として、事業実施地区の作付面積 又は生産量の過半数において、品目別生産コスト縮減戦略及 び農業新技術20XXに記載されている、麦の労働時間縮減に資 する取組のうち、 1つを3年以上取り組んでいる場合・・・・3ポイント
19	国内産小麦の加工適性試験 (100点満点) において、総合評価の合計点が0.4ポイント以上増加。 2.0ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・国内産小麦の加工適性試験(100点満点)において、めん用品種についてはASW並、パン用品種ではHRW並の加工適正を持つことを目標に、現在、それぞれの品種との総合評価の合計点の得点差が以下のポイント以内。 ・めん用品種の場合 1.7ポイント以内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

		中華めん用品種の作付面積の増加面積の割合が9%以上。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	る割合が9%以上。 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	21	・人工衛星又は航空機等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用によって雨害の回避(高水分収穫)、収穫順序の決定及び乾燥調製施設の荷受数量の平準化に取り組む面積について、麦全体の作付面積に占める割合を10ポイント以上増加かつその取組面積を70%以上確保。 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	気象情報の活用によって雨害の回避(高水分収穫)、収穫順序の決定及び乾燥調製施設の荷受数量の平準化に取り組む麦
	22	 ・単収を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の事業実施地区の麦の単収が当該都道府県の平均単収に対して101%以上。 107%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
土地利用型作物(豆類)	23	 ・豆類の上位等級(1、2等)比率を50%以上とし、かつ、事業開始年前年から15ポイント以上向上。 35ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・現状の地区の事業開始年前年の上位等級比率(前5中3)が全国平均値(前5中3)と比較して3ポイント以上。 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	24	・豆類の契約栽培比率が事業開始年前年(前5中3)と比較して3ポイント以上向上。(契約栽培比率が40%以上である場合に限る。) 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	全国平均値(前5中3)と比較して10ポイント以上。 30ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	25	・豆類の単収が事業開始前年(前5中3)と比較して2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の地区の事業開始前年の単収(前5中3)が当該都道府県の平均単収(前5中3)と比較して102.0%以上。 127.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	業開始前々年(前5中3)と比較して1%以上。 45%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
27	・豆類の10 a 当たり物財費を6%以上削減。 22%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 18%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施地区の事業実施前年の豆類の10 a 当たり物財費の削減が、当該都道府県の平均値と比較して6%以上。 22%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
28	・豆類の10 a 当たり労働時間を7%以上削減。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施地区の事業実施前年の豆類の10 a 当たり労働時間の削減が、当該都道府県の平均値と比較して7%以上。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
29	・豆類の新品種(今まで作付されていなかった従来品種は除く)の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して5ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	く)の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対してが5.0%以上。 15.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
30	・事業実施主体(事業実施主体が食品製造業者の場合に限る)の国産豆類の契約栽培比率(事業実施主体が取り扱う全量あるいは、当該県産大豆の契約栽培比率に対する数量割合)が事業開始年前年と比較して30ポイント向上。 50ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
31	・豆類の上位等級(1、2等)の比率が現状と比較して15ポイント向上。 35ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・現状の地区の事業開始年前年の上位等級比率(前5中3)が全国平均値(前5中3)と比較して3ポイント以上。 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
32	・事業実施主体(事業実施主体が食品製造業者の場合に限る) の国産豆類の使用量(事業実施主体が取り扱う全量あるいは、 当該県産大豆の使用量に対する数量割合)が事業開始年前年と	・当該加工施設における事業実施主体が既に産地と行ってV る国産豆類の使用割合が事業開始年前年と比較して58%以上 70%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

		比較して22ポイント向上。	67%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
土地利用型作物 (主要農作物種子)	33	 事業の対象となる主要農作物種子の合格率が4ポイント以上向上。 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・当該地区の主要農作物種子の合格率について、過去5ヶ年のうち80%以上となった年数 5年・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	34	 事業の対象となる主要農作物種子の生産面積が3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・当該地区の主要農作物種子の生産面積について、過去5ヶ年間の増加率が3%以上。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	35	・事業の対象となる主要農作物種子の生産に要する10 a 当たりの労働時間を10%以上削減。 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・当該地区の主要農作物種子の現状における10 a 当たりの 生産に要する時間が以下の時間未満。 <稲> 35 h 未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	36	・事業の対象となる主要農作物種子の生産に要する10 a 当たりの物財費を10%以上削減。 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・当該地区の主要農作物種子の現状における10 a 当たりの物財費が以下の金額未満。 <稲> 79,800円未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

			53,000円未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
畑作物・地域特 産物(いも類)	37	【でん粉原料用以外】 ・販売金額を4.8%以上増加。 24.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・過去5年間における販売金額の増加割合が2.4%以上増加。 12.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	38	【でん粉原料用以外】 ・販売数量を4%以上増加。 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 過去5年間における販売数量の増加割合が2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	39	【でん粉原料用以外】 ・契約取引割合を2.8ポイント以上増加。 14ポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・契約取引割合が22.4%以上。 45.0%以上・・・・・・・・・・・5ポイント 39.4%以上・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 33.7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 28.1%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	40	【でん粉原料用】 ・国内産いもでん粉のトン当たり販売単価(全用途の加重平均)を2.2%以上増加。 11.8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施主体の国内産いもでん粉販売単価(全用途の加重 平均)が、でん粉価格調整制度における交付金算定上の国内 産いもでん粉価格より1.1%以上高い。 5.4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	41	【でん粉原料用】 ・糖化用販売割合を1.4ポイント以上削減。 7.0ポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施主体の糖化用販売割合が38.3%以下。 35.5%以下・・・・・・・・・・5ポイント 36.2%以下・・・・・・・・・・・・・4ポイント 36.9%以下・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 37.6%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	42	【でん粉原料用】 ・トン当たり製造コスト(砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)第35条第3号の事業の合理化その他の経営の改善を図るための措置に関する計画中の費用項目に準じた事業実施主体の製造コスト)を2%以上削減。 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	化その他の経営の改善を図るための措置に関する計画中の各

		2%以上・・・・・・・・・・・2ポイント	1%以上・・・・・・・・・1ポイント
	43	【共通】 ・10 a 当たり物材費を1.2%以上削減。 6.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・10 a 当たり物材費が都道府県又は地域の前5中3と比較して0.6%以上低い。 3.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	44	【共通】 ・10 a 当たり労働時間を2.6%以上削減。 13.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・10 a 当たり労働時間が都道府県又は地域の前5中3と比較して1.3%以上低い。 6.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	45	【共通】 ・10 a 当たり単収を2.4%以上増加。 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・10 a 当たり単収が都道府県又は地域の平均単収より1.2%以上高い。 6.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	46	【共通】 ・ジャガイモシストセンチュウの新規発生率を8.1%以下に抑制。 0.1%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ジャガイモシストセンチュウ発生面積割合が16.2%以下。 1.8%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	47	【共通】 ・ジャガイモシストセンチュウ発生ほ場のシスト密度(乾土100g当たり)を5%以上低減。 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ジャガイモシストセンチュウ発生ほ場のシスト密度(乾土 100g当たり)が70シスト以下。 50シスト以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
畑作物・地域特 産物 (甘味資源作物)	48	 ・単収を2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 事業実施地区における10 a 当たりの単収が、統計部が調査した作物統計における過去5ヶ年の平均単収に対して1%以上高い。 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	49	 ・収穫面積が1%以上増加。 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 収穫面積が、過去5カ年の平均収穫面積と比較して1%以上高い。 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	50	・従来品種と異なる高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の作付面積を5ポイント以上増加。	・事業実施地区における高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の作付面積の割合10%以上。

		※てん菜については、平成12年以降に優良品種認定を、さとうきびについては、平成12年以降に命名登録又は県の奨励品種に採用された品種を対象とする。 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	51	・糖度が 1 %以上上昇。 3 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 事業実施地区における平均糖度が、地区平均と比較して1%以上高い。 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	52	 ・10 a 当たり労働時間を6%以上削減。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 事業実施地区における10 a 当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10 a 当たり労働時間に対して1%以上短い。 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	53	 ・製糖原料における夾雑物の混入率の削減割合を20%以上増加。 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 事業実施地区における製糖原料における夾雑物の混入率の削減割合が地区平均と比較して1%以上。 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
畑作物・地域特 産物 (茶)	54	・産物販売単価指数を直近値の5%以上増加。 (なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該 産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除 し、100を乗じた数とする。) 22%以上・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 18%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	55	・おおい茶生産面積指数を直近値より7以上増加。 (なお、おおい茶生産面積指数とは、玉露、てん茶、かぶせ茶 等のおおい茶の生産面積を茶栽培面積全体で除し、100を乗じた 数とする。) 33以上・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 27以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 直近のおおい茶生産面積指数が7ポイント以上。 40ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	56	・産物販売単価指数を直近値の5%以上増加。 (なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該 産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除 し、100を乗じた数とする。) 22%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

	 ・下級茶歩留指数を直近値の10%以上低減。 (なお、下級茶歩留指数とは、事業実施地区等における荒茶平均販売単価未満の荒茶(下級茶という。)の生産量を、当該年の荒茶生産量全体で除し、100を乗じた数とする。) 44%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
57	・取引単価補正指数を直近値の1%以上増加。 (なお、取引単価補正指数とは、事業実施地区等における取引 単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた 数とする。) 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 取引単価補正指数の過去3年間の増加率が1%以上。 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
58	・産物販売単価指数を直近値の5%以上増加。 (なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該 産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除 し、100を乗じた数とする。) 22%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 18%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	※ただし、防霜施設又は病害虫防除施設を整備する場合は、以下の成果目標を選択することも可とする。 ・産物販売単価指数を事業実施前における過去5年間の品質被害発生年度の産物販売単価指数に対して5%以上増加。 (なお、品質被害とは、災害等により産物販売単価指数が3%以上低下した被害とする。) 22%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	以下の現況値を選択することも可とする。 ・事業実施地区等における過去5年間の品質被害発生年度 外の産物販売単価指数の増加率が3%以上。
59	・10 a 当たりの単収を直近値の8%以上増加。 (なお、現状の品種に比べて単収の増加がほぼ確実に見込まれる品種への改植を、事業実施地区等において行う場合にあっては、本成果目標を使用しないものとする。) 24%以上・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
60	・契約取引量指数を直近値より7以上増加。 (なお、契約取引量指数とは、契約取引量を全出荷量で除した後に100を乗じた数とする。) 35以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 契約取引量指数の直近値が7以上。 42以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
61	・契約取引量指数を直近値より7以上増加。	・契約取引量指数の直近値が7以上。

	(なお、契約取引量指数とは、契約取引量を全出荷量で除した	
	後に100を乗じた数とする。)	33以上・・・・・・・・・・・・・4 ポイント
	35以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント	25以上・・・・・・・・・・・・・3 ポイント
	28以上・・・・・・・・・・・・・・8ポイント	16以上・・・・・・・・・・・2 ポイント
	21以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント	7以上・・・・・・・・・・1ポイント
	14以上・・・・・・・・・・・・・・4 ポイント	又は
	7以上・・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・荒茶原料流入量指数の直近値が5以上。
	又は	25以上・・・・・・・・・・5 ポイント
	・荒茶原料流入量指数を直近値より10以上増加。	20以上・・・・・・・・・・・・4 ポイント
	(ここで、荒茶原料流入量指数とは、事業実施地区等以外の国	15以上・・・・・・・・・・・3 ポイント
	内の荒茶製造者から調達される原料荒茶の量を、原料荒茶の全	10以上・・・・・・・・・・・・2 ポイント
	体量で除して、100を乗じた数とする。)	5以上・・・・・・・・・・1ポイント
	40以上・・・・・・・・・・・・10ポイント	
	33以上・・・・・・・・・・・・・8 ポイント	
	25以上・・・・・・・・・・・・・・・・6 ポイント	
	18以上・・・・・・・・・・・・・・4 ポイント	
	10以上・・・・・・・・・・・・・・2ポイント	
62	・取引量対全国指数を直近値の3%以上増加。	・取引量対全国指数の過去3年間の増加率が2%以上。
	(なお、取引量対全国指数とは、取引量を全国荒茶生産量で除	7%以上・・・・・・・・・・5ポイント
	して、100を乗じた数とする。)	6%以上・・・・・・・・・・・4ポイント
	13%以上・・・・・・・・・・・10ポイント	5%以上・・・・・・・・・・3ポイント
	11%以上・・・・・・・・・・・8ポイント	3%以上・・・・・・・・・・2ポイント
	8%以上・・・・・・・・・・・・・・6ポイント	2%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	6%以上・・・・・・・・・・・・4ポイント	又は
	3%以上・・・・・・・・・・・・2ポイント	・時間当たり取引量の過去3年間の増加率が2%以上。
	又は	7%以上・・・・・・・・・・5ポイント
	・時間当たり取引量を直近値の3%以上増加	6%以上・・・・・・・・・・4ポイント
	(なお、時間当たり取引量とは、事業実施地区等における取引	5%以上・・・・・・・・・・3ポイント
	全体量を、取引斡旋時間当たりに換算した値とする。)	3%以上・・・・・・・・・・・2ポイント
	13%以上・・・・・・・・・・・10ポイント	2%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	11%以上・・・・・・・・・・・・8ポイント	
	8%以上・・・・・・・・・・・・・・6ポイント	
	6%以上・・・・・・・・・・・・・・4ポイント	
	3%以上・・・・・・・・・・・・2ポイント	
CO	10 火をなる労働を支援体の 0 0/ 以上 増加	10 火を20の光炉の温土 9 左眼の増加索ぎ 4 0/ 12 1.
63	・10 a 当たりの単収を直近値の8%以上増加。	・10 a 当たりの単収の過去3年間の増加率が4%以上。
	(なお、現状の品種に比べて単収の増加がほぼ確実に見込まれ	
	る品種への改植を、事業実施地区等において行う場合にあって	
	は、本成果目標を使用しないものとする。)	8%以上・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
	24%以上・・・・・・・・・・・・10ポイント	6%以上・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
	20%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント	4%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント	
	12%以上・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント	
	8%以上・・・・・・・・・・・・・・2ポイント	W. E. 20 1 BESTESS - 1 Sept. 11 BEST 11 Sept. 11 Sep. 11 Sept. 11
	(N.Y. 76) B+5275-20-4-1-20-4-1-20-1-20-4-1-20-1-20-4-1-20-1-20	※ただし、防霜施設又は病害虫防除施設を整備する場合は、
	※ただし、防霜施設又は病害虫防除施設を整備する場合は、以	
	下の成果目標を選択することも可とする。	・事業実施地区等における過去5年間の単収被害発生年度以
	・10 a 当たりの単収を事業実施前における過去5年間の単収被	
	害発生年度の10 a 当たりの単収に対して8%以上増加。	12%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント
	(なお、単収被害とは、災害等により10a当たりの単収が5%	
	以上低下した被害とする。)	8%以上・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
	24%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント	6%以上・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
	20%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント	4%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント	
	12%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	
	2 /05/17	
	・10 a 当たり生産コスト (費用合計) を直近値の 6 %以上低減。	・10 a 当たり生産コスト(費用合計)の過去3年間の低減率
64		1
64	18%以上・・・・・・・・・・・10ポイント	が3%以上。
64	18%以上・・・・・・・・・・・10ポイント 15%以上・・・・・・・・・・8ポイント	が 3 %以上。 9 %以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント
64		

	6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 又は	5 %以上・・・・・・・・・・・2 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・1 ポイント
	・10 a 当たり労働時間を直近値の14%以上低減。 34%以上・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント	又は ・10 a 当たり労働時間の過去3年間の低減率が7%以上。
	29%以上・・・・・・・・・・・・・・8ポイント	17%以上・・・・・・・・・・5 ポイント
	24%以上・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント 19%以上・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント	15%以上・・・・・・・・・・・4ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント
	14%以上・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント	10%以上・・・・・・・・・・・2ポイント
		7%以上・・・・・・・・・・1ポイント
65	・産物1kg当たり生産コストを直近値の2%以上低減。 (なお、生産コストとは、産物の加工等に要する費用の合計と	・産物1kg当たり生産コストの過去3年間の低減率が1.0%
	する。)	。 28.0%以上・・・・・・・・・5ポイント
	15%以上・・・・・・・・・・・・10ポイント	21.3%以上・・・・・・・・・・4 ポイント
	12%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント	14.5%以上・・・・・・・・・・3 ポイント
	9%以上・・・・・・・・・・・・・・6ポイント	7.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント
	5 %以上・・・・・・・・・・・・・4 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・・・・2 ポイント	1.0%以上・・・・・・・・・・1 ポイント
	270001	
66	・施設利用料徴収指数を直近値の2%以上低減。	・施設利用料徴収指数の過去3年間の低減率が1%以上。
	(ここで、施設利用料徴収指数とは、施設利用料金を荒茶販売金額で除し、100を乗じた数とする。)	11%以上・・・・・・・・・・・5ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・4ポイント
	23%以上・・・・・・・・・・・・・・10ポイント	6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	18%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント	4%以上・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
	13%以上・・・・・・・・・・・・・・・6 ポイント	1%以上・・・・・・・・・・・1ポイント
	7%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント	
	2%以上・・・・・・・・・・・・・・2ポイント	
67	・主要品種指数を直近値の2%以上低減。	・直近の主要品種指数が75以下。
	(なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「や	50以下・・・・・・・・・・5 ポイント
	ぶきた」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。)	56以下・・・・・・・・・・・4 ポイント
	34%以上・・・・・・・・・・・・10ポイント	63以下・・・・・・・・・・・・3 ポイント
	26%以上・・・・・・・・・・・・・・8ポイント	69以下・・・・・・・・・・・・・2 ポイント
	18%以上・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント	75以下・・・・・・・・・・・1 ポイント
	2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント	
68	・無化学農薬栽培指数を直近値より2以上増加。	・直近の無化学農薬栽培指数が2以上。
	(なお、無化学農薬栽培指数とは、化学合成農薬を使用しない	
	栽培(特定国への輸出に対応可能なごく一部の化学合成農薬の	19以上・・・・・・・・・・・・4 ポイント
	みを使用する場合を含む。)を行う面積を茶栽培面積全体で除	13以上・・・・・・・・・・・3 ポイント
	し、100を乗じた数とする。)	8以上・・・・・・・・・・・・2ポイント
	22以上・・・・・・・・・・・・・・10ポイント	2以上・・・・・・・・・・・・1 ポイント
	17以上・・・・・・・・・・・・・・8 ポイント 12以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント	
	7以上・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント	
	2以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント	
69	・仕向先多様化指数を直近値より25以上増加。	・直近の仕向先多様化指数が13以上。
-	(なお、仕向先多様化指数とは、既存のリーフ茶製品以外の茶	
	製品(ティーバック、抹茶、ドリンク等)への仕向量を全仕向	
	量で除し、100を乗じた数とする。)	24以上・・・・・・・・・・・3 ポイント
	45以上・・・・・・・・・・・・10ポイント	19以上・・・・・・・・・・・・2 ポイント
	40以上・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント	13以上・・・・・・・・・・・1 ポイント
	35以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	30以上・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 25以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	
70	・ 十 亜 发 猛 比 粉 な 古 に 店 の C 0/ NL ! 瓜 ! ☆	・声にの十冊支紙化粉がCCNで
70	・主要茶種指数を直近値の6%以上低減。 (なお、主要茶種指数とは、事業実施地区等における茶種「せ	・直近の主要茶種指数が66以下。 50以下・・・・・・・・・・・5 ポイント
	(なお、主要条種指数とは、事業実施地区等における条種「せん茶」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。)	50以下・・・・・・・・・・・・5 ホイント 54以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント
	/vm」が里で、コ欧十が土件里(际し、100で木しに数とりる。 	
	24%以上・・・・・・・・・・・・10ポイント	58以下・・・・・・・・・・・・・3 ポイント

		15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント	66以下・・・・・・・・・・・・1 ポイント
	71	・仕向先多様化指数を直近値より25以上増加。 (なお、仕向先多様化指数とは、既存のリーフ茶製品以外の茶製品(ティーバック、抹茶、ドリンク等)への仕向量を全仕向量で除し、100を乗じた数とする。) 45以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近の仕向先多様化指数が13以上。 35以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
畑作物・地域特産物 (いぐさ・畳表)	72	 高品質品種の作付割合を2ポイント以上増加。 12ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・高品質品種の作付割合が県平均と比較して1ポイント以高い。 5ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・1ポイント
	73	 ・銘柄品畳表の出荷割合を2ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・銘柄品畳表の出荷割合が県平均と比較して0.8ポイント以高い。 4.0ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	74	・畳表一枚当たり(ただし、いぐさの生産過程に係る育苗から 乾燥までの施設にあっては10 a 当たり)労働時間を6%以上削減。 17%以上・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 14%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	75	 ・一戸当たり作付面積を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 一戸当たり作付面積が県平均と比較して1%以上大きい。 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	76	・QRコード等による生産履歴付き畳表の出荷割合を6ポイント以上増加。 28ポイント以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 22ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 17ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・QRコード等による生産履歴付き畳表の出荷割合が県平 と比較して2ポイント以上高い。 11ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	77	畳表 J A S の格付割合を 5 ポイント以上増加。26ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・畳表JASの格付割合が県平均と比較して2ポイント以上高い。 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
畑作物・地域特産物 (その他)	78	・契約栽培による生産数量又は収穫面積を10ポイント以上増加。 ※カイコについては、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業において、蚕糸・絹業提携システムに移行する者の生産数量も含む。 35ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 28ポイント以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 22ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施地区における生産数量又は作付面積のうち契約栽培の割合が30.0%以上。 ※カイコについては、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業において、蚕糸・絹業提携システムに移行している者の生産数量も含む。 60.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	79	・10 a 当たりの生産コスト (物財費) を 5 %以上削減。 17%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・10 a 当たりの生産コスト(物財費)が、統計部、地方自治体又は日本たばこ産業株式会社等の調査における平均と比較して100%以下。 86%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	80	・10 a 当たり労働時間を10%以上削減。 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施地区等における現在の10 a 当たり労働時間が、統計部、地方自治体又は日本たばこ産業株式会社等の調査における平均と比較して100%以下 72%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	81	・既存の品種からより品質や収量の安定した新品種等へ転換する作付面積の割合が15ポイント以上増加。 ※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。 ※そばについては、H11以降に育成された品種をいう。 ※こんにゃくいもについては、H14以降に育成された品種をいう。 ※カイコについては、特徴のある蚕品種(特徴のある蚕品種とは、繭糸が細い、節が少ない、染色性に優れている等の蚕品種をいう(「ぐんま200」、「新小石丸」、「世紀二一」等))をいう。 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・10ポイント	の割合が16%以上。 ※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。 ※そばについては、H11以降に育成された品種をいう ※こんにゃくいもについては、H14以降に育成された品種をいう。 ※カイコについては、特徴のある蚕品種(特徴のある蚕品種

	22.5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
82	・搾油歩留まりが現状に対して5ポイント以上向上。 10ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・・・8ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・現状の搾油歩留まりが25%以上。 37%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
83	 ・葉たばこの上位等級(A品)比率が、現状に対して5ポイント以上高い。 13ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・事業実施地区等における現在の葉たばこの上位等級(A品) 比率が、全国平均に対して5%以上高い。 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
84	・単収を8%以上増加。 18%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の事業実施地区における単収が作物統計等における同一年度又は平均の単収に対して2%以上高い。 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
85	・既存の品種からより品質や収量の安定した新品種等へ転換する作付面積の割合が15ポイント以上増加。 ※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。 ※そばについては、H11以降に育成された品種をいう。 25ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 22.5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・既存の品種より品質や収量の安定した新品種等の作付面積の割合が16%以上。 ※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。 ※そばについては、H11以降に育成された品種をいう。 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
86	・地場加工、農村レストラン等によって向上する販売価格(原料価格に換算)が50%以上増加。 150%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・販売価格が全国農業同組合連合会による販売価格等の平均的な価格と比較して88%以上。 ※そばについては、前年産の作付品種の販売価格が日経平均価格と比較して88%以上。 112%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
87	 ・地場加工、農村レストラン等へ仕向けられる生産数量又は収穫面積が10ポイント以上増加。 35ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・地場加工、農村レストラン等へ仕向けられる生産数量又は収穫面積の割合が30%以上。 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

果樹	88	 ・当該品目の秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質、内部品質)の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・過去5年間の当該品目の秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質、内部品質)の割合が3.0ポイント以上増加。 16.0ポイント以上・・・・・・・5ポイント 12.8ポイント以上・・・・・・・4ポイント 9.5ポイント以上・・・・・・・3ポイント 6.3ポイント以上・・・・・・・2ポイント 3.0ポイント以上・・・・・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
	89	・当該品目の全出荷量又は全作付面積に占めるブランド品(地域団体商標等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの)の割合を1ポイント以上増加。 9ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ンド品(地域団体商標等、他との差別化により有利販売を
	90	・当該品目の全出荷量又は全栽培面積のうち、都道府県の果樹農業振興計画に定める若しくは定める予定になっている振興品目の品種、都道府県の奨励品種又は果樹産地構造改革計画における振興品目・品種の出荷量又は栽培面積の割合が3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	農業振興計画に定める若しくは定める予定になっている振 興品種、都道府県の奨励品種又は果樹産地構造改革計画に
	91	・当該品目の10 a 当たり収量を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が「果樹生産出荷統計」 又は「特産果樹生産動態等調査」における全国又は当該都 道府県の平均収量に対して3%以上高い。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	92	・当該品目の生産コスト(単位面積又は単位収量当たりの費用合計)又は流通コスト(単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費(卸売手数料を除く。))を5%以上縮減。 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	たりの費用合計)又は流通コスト(単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費(卸売手数料を除く。))が全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上低い。 22.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	93	・当該品目の単位面積又は単位収量当たり労働時間を5%以上縮減。	・現状の当該品目の単位面積又は単位収量当たり労働時間が全国又は当該都道府県の平均値に対して3%以上短い。 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの 労働時間」を選択した場合は、類別91の成果目標を選択するこ とはできない。	
94	 ・当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める契約取引の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める契約取引の割合が3.0%以上。 34.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
05	 ・当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める加工向けの割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 現状の当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める加工向けの割合が3%以上。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
96	・当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める海外向けの割合を 1ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・10ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 現状の当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める輸出向けの割合が1%以上。 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
7	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質、内部品質)の割合が、事業実施前5カ年の被害(病虫害を除く。)発生年度の平均上位規格品割合に対して5ポイント以上高い。20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・過去5年間の当該品目の秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質、内部品質)の割合が3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
98	・当該品目の10 a 当たりの収量が、事業実施前5カ年の被害(病虫害を除く。)発生年度の平均収量に対して5%以上高い。 32%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が「果樹生産出荷統計」 又は「特産果樹生産動態等調査」における全国又は当該都 道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。 40.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
99	・当該品目の目標年度までの病害虫による平均被害率を5ポイント以上低減。 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	又は「特産果樹生産動態等調査」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3%以上高い。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

野菜	100	 ・当該品目の秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質、内部品質)の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引 市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。 27%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		・当該品目の全出荷量に占めるブランド野菜(地域団体商標、 伝統野菜等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、 明確な基準、根拠があるもの)の割合を5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の全出荷量に占めるブランド野菜(地域団体商標、伝統野菜等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの)の割合が5.0%以上。 30.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		・当該品目の10 a 当たり収量を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。 62.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		・当該品目の生産コスト(単位面積又は単位収量当たりの費用合計)又は流通コスト(単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費(卸売手数料を除く。))を5%以上縮減。 21%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	たりの費用合計) 又は流通コスト(単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費(卸売手数料を除く。)) が全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上低い。60.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たりの労働時間を 5%以上縮減。 41%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間が、全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上短い。 24.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	105	 ・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を5ポイント以上増加。 33ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が5.0%以上。 48.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	106	・当該品目の全出荷量に占める加工向け又は外食・中食向けの	・現状の当該品目の全出荷量に占める加工向け又は外食・

		割合を5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	中食向けの割合が5%以上。 49%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	107	・当該品目の出荷量又は出荷額に占める海外向けの割合を1ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の全出荷量又は全作付面積に占める輸出 向け出荷量又は作付面積の割合が 5 %以上。 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	108	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質、内部品質)の割合が、事業実施前5カ年の被害(病虫害を除く。) 発生年度の平均上位規格品割合に対して5ポイント以上高い。 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	109	・当該品目の10 a 当たりの収量が、事業実施前5カ年の被害発生年度の平均単収に対して5%以上高い。 32%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。 16.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	110	・当該品目の目標年度までの病害虫による平均被害率を5ポイント以上低減。 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3%以上高い。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
花き	111	 ・当該品目の秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質)の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引 市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	112	・当該品目の全出荷量に占める産地オリジナル品種(次に掲げる品種であって都道府県が認めたものをいう。)の出荷割合を3ポイント以上増加。 ① 都道府県が育成して当該都道府県内の特定の生産者に限定して供給している品種 ② 種苗会社又は生産者育種家が育成して当該都道府県内の特定の生産者に限定して供給している品種(新たに育成された品種であって、品種登録の出願公表日から5年以	の割合が10%以上。 38%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	内のものに限る。)	
	③ 事業実施主体若しくはその構成員自らが育成して当該都道府県内の特定の生産者に限定して供給している品種ただし、リレー出荷している場合にあっては、当該産地と他方の産地の生産者に限定して供給している品種を含む。15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
113	・当該品目の10 a 当たり収量を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の10a当たり収量が、当該都道府県の経営 指標の目標値に対して80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
114	・当該品目の生産コスト(単位面積又は単位収量当たりの費用合計)又は流通コスト(単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費(卸売手数料を除く。))を5%以上縮減。 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	たりの費用合計)又は流通コスト(単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費(卸売手数料を除く。))が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して120%以下。 100%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
115	・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間を5%以上縮減。 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 働時間が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して120%以下。 100%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
116	 ・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が3%以上。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
117	 ・当該品目の全出荷量に占める湿式低温流通の割合を5ポイント増加。 40ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の全出荷量に占める湿式低温流通の割合が、全国値に対して3ポイント以上高い。 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	118	 ・当該品目の海外向けの販路拡大に係る出荷量又は出荷額の割合を1ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 現状の当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める輸出向け割合が5%以上。 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		の平均上位規格品割合に対して5ポイント以上高い。 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	120	・当該品目の10 a 当たり収量が、事業実施前 5 カ年の被害発生年度の平均単収に対して 5 %以上高い。 32%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8 ポイント 25%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	121	・当該品目の目標年度までの病害虫による平均被害率を5ポイント以上低減。 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	120の現況値を選択することはできない。
地 ※畜は体道さがる上金指 ※けに又12る畜産地 業物事所県た材合重)。 のおはの業物加業在内農料が量の 目道た荷標対及工の品施る生産占割たの に県荷とおの農の品をがありはを お内量 け農畜販	122	・事業実施主体による事業対象の農畜産物の現状の全出荷量又は全出荷額に占める、事業実施主体が所在する都道府県内又は市町村内に向けた出荷量又は出荷額の割合が2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	量又は全出荷額に占める当該都道府県内又は市町村内に向けた出荷量又は出荷額の割合が5%以上。 53%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
売量又は販売額 が同じになる場	120	工品(以下、「地場農畜産物等」という)を供給する学校給食に おける地場産物の使用割合(食材品目ベース又は重量ベース)	使用割合が、事業実施主体の所在する都道府県の平均値に

合は、どちらか一方を選択すること。		が事業実施主体の取組により3ポイント以上増加。 7ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	124	・受益農業者の生産地区内の直売施設等における受益農業者による事業対象の農畜産物及び農畜産物加工品の販売量又は販売額を10%以上増加。 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		上記の成果目標に加え、地産地消特別枠の予算の範囲内に限り、ただし、以下のいずれかに取り組む場合で、合計ポイントが30ポー事業実施主体が所在する都道府県内又は市町村内への高齢・パこと。受益農業者が地産地消に新たに取り組む場合にあっては、を10%以上増加すること。(高齢・小規模農業者とは、65歳以上の生産者をいう。) ※最終的な消費者への販売が、当該都道府県内で行われることが・当該施設で扱うもののうち、受益農業者の生産地区内で生産さ75%以上となることが確実であること。	ポイントを超える場合は、30ポイントを上限とする。 小規模の受益農業者の出荷額又は出荷量を10%以上増加する 高齢・小規模の受益農業者の現在の全出荷量又は全出荷額 又は女性もしくは経営耕地面積が1.3ha(全国平均)未満 出荷時に把握されている農畜産物に限る。
環境保全(環境保全型農業)	125	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積の割合を1ポイント以上増加。 9ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積割合が3.0%以上。 41.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

]		<u> </u>	
	126	ポイント以上増加。 50ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	る場合) ・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り 組む農業者割合が1.0%以上。 51.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積(持続農業法に基づく認定、有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を受けている面積の合計)の割合を1ポイント以上増加。 40ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	場合) ・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型
	127	・受益地区内において事業対象とする地域有機資源(下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。)を活用した肥料の生産量の割合を5ポイント以上増加。70ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	料の取扱数量の割合が1%以上
環境保全(小規模公害防除)	128	・事業実施地区において、農用地の土壌の汚染防止等に関する 法律(昭和45年法律第139号)第4条第1項に規定する対策地域の 指定の解除を5年以内に実施すること。・・・・・15ポイント	
	129	・特定有害物質の量が農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令(昭和46年政令第204号)で規定するところの農用地汚染地域の指定要件の量を下回ること。・・・・・・15ポイント	
環境保全(農業 廃棄物の再生処 理)	130	・事業実施地区で発生する農業廃棄物のうち、再生処理(マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル)を行う割合を5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	131	・農業廃棄物 1 kgの処理費用 (農家負担額) を 3 %以上削減。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・農業廃棄物 1 kgの処理費用(農家負担額)が40円以下。 20円以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 25円以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
畜産周辺環境影 響低減	132	・現行の農場排水 1 リットル当たりの硝酸性窒素量を100mg以上 低減。 800mg以上・・・・・・・・・・・・・・15ポイント 600mg以上・・・・・・・・・・・・・・・12ポイント 400mg以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

		100mg以上・・・・・・・・・・・3ポイント	
	133	・規制悪臭物質22物質のうち、畜産関連9物質を1物質以上現行量から90%以上除去。 9物質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
也球温暖化対策	134	・事業実施主体の油糧作物の生産コスト(費用合計)を5%以上削減。 17%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施主体の油糧作物の生産コスト (費用合計) が、統計部、地方自治体等の調査における平均と比較して115%以下。
	135	・事業実施主体の農業生産に伴う化石燃料由来の単位面積当たりの温室効果ガス排出量を事業実施前年度と比較して30ポイント以上削減。 50ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント45ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	136	・事業実施主体が農業生産に使用する軽油を全量バイオディーゼル燃料へ転換する場合のバイオディーゼル燃料の原料となる 廃食油量に対して、事業実施地区で生産した油糧作物の搾油量の比率が13ポイント以上増加。 61ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 49ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ィーゼル燃料へ転換する場合のバイオディーゼル燃料の原
	137	 ・搾油歩留まりが現状に対して5ポイント以上向上。 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・搾油歩留まりが25%以上。 37%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	138	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積の割合を1ポイント以上増加。 9ポイント以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積割合が3%以上。 36%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	139	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうち、すき込み以外に稲わらの有効活用を図る面積の割合を1ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・10ポイント 19ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちすき込み以外に稲わらを有効活用している面積が3%以上。 66%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

穀類 散	140	○施設の再編利用による利用率の向上 ・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率(再編利用計画に基づく、再編後の対象作物(米、麦、大豆等)の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出)が80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	141	 ○施設の再編利用による利用率向上と施設運営等の転換 ・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率(再編利用計画に基づく、再編後の対象作物(米、麦、大豆等)の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出)が80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	除して算出)) が80.0%以上。
	142	○施設の再編利用による利用率同上と施設運営等の転換 ・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率(再編利用計画に 基づく、再編後の対象作物(米、麦、大豆等)の予定取扱数量 を再編後の施設能力で除して算出)が80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	物 (米、麦、大豆等)の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出))が80.0%以上。 100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

		(作付面積比率が25%以上) へと転換することによって施設利用の効率化に取り組む場合・・・・・5ポイント ※作付面積比率=A/B A:事業実施地区に作付けられている麦について、上位1品 種(もしくは上位1麦種)を除いた作付面積の合計 B:事業実施地区における麦作付面積	※作付面積比率=A/B A:事業実施地区に作付けられている麦について、上位
		② 人工衛星等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用による雨害の回避(高水分収穫)及び収穫順序の決定技術、ヘイバインピックアップ収穫技術等の導入による乾燥調製に係るコスト縮減に取り組む場合・・・・・・・3ポイント	報の活用による雨害の回避(高水分収穫)及び収穫順序
集出荷貯蔵施設 等再編利用	143	・再編後の集出荷貯蔵施設又は農産物処理加工施設の利用率(再編利用計画に基づく、再編後の対象作物の取り扱い収量を再編後の処理能力で除して算出)が80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
農産物処理加工 施設等再編利用 (茶)	144	・産物販売単価指数を直近値の5%以上増加。 (なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該 産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除 し、100を乗じた数とする。) 22%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	145	・下級茶歩留指数を直近値の10%以上低減。 (なお、下級茶歩留指数とは、事業実施地区等における荒茶平均販売単価未満の荒茶(下級茶という。)の生産量を、当該年の荒茶生産量全体で除し、100を乗じた数とする。) 44%以上・・・・・・・・・・・・・・10ポイント36%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	146	・契約取引量指数を直近値より7以上増加。 (なお、契約取引指数とは、契約取引量を全出荷量で除した後に100を乗じた数とする。) 35以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 契約取引量指数の直近値が7以上。 44以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	147	 ・10 a 当たりの単収を直近値の8%以上増加。 24%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・10 a 当たりの単収の過去3年間の増加率が4.0%以上。 18.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	148	・荒茶原料流入量指数を直近値より10以上増加。 (ここで、荒茶原料流入量指数とは、事業実施地区等以外の国内荒茶製造者から調達される原料荒茶の量を、原料荒茶の全体量で除して、100を乗じた数とする。) 40以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント	

	33以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5以上・・・・・・・・・・1ポイント
149	 ・産物 1 kg当たり生産コストを直近値の2%以上低減。 (なお、生産コストとは、産物の加工等に要する費用の合計とする。) 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・産物 1 kg当たり生産コストの過去 3 年間の低減率が1.0%以上。 11.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
150	・10 a 当たり生産コスト (費用合計)を直近値の6%以上低減。 18%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・10 a 当たり生産コスト (費用合計) の過去3年間の低減率が3%以上。 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
151	・施設稼働率指数を直近値の4以上増加。 (ここで、施設稼働率指数とは、再編後の加工施設の年間操業日数を、当該都府県における年間操業日数の平均値で除し、100を乗じた数とする。) 18以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 15以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
152	・仕向先多様化指数を直近値より25以上増加。 (なお、仕向先多様化指数とは、既存のリーフ茶製品以外の茶製品(ティーバック、抹茶、ドリンク等)への仕向量を全仕向量で除し、100を乗じた数とする。) 45以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント40以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
153	・主要茶種指数を直近値の6%以上低減。 (なお、主要茶種指数とは、事業実施地区等における茶種「せん茶」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。) 24%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近の主要茶種指数が66以下。 34以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
154	・主要品種指数を直近値の2%以上低減。 (なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。) 34%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近の主要品種指数が75以下。 50以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

畜産生産基盤育 成強化	155	 事業実施地区内における当該畜産加工品の出荷額が2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施地区内における畜産物の出荷額が事業実施年度 と直近3カ年の平均値と比較して102%以上。 114%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	156	 事業実施地区で生産し出荷する畜産物のうち畜産加工処理施設に仕向ける割合が5ポイント以上増加。 65ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施地区内における畜産加工処理に仕向ける畜産物の出荷量が都道府県の平均値と比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	157	【生乳】 ・1 頭当たり乳量3%以上増加。 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3カ年の当該地区の1頭当たり乳量の平均値が都道 府県の平均値と比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	158	【生乳】 ・生乳100kg当たり生産コストを8%以上削減。 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3カ年の当該地区の生乳100kg当たり生産コストの平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	159	【生乳】 ・生乳100kg当たり労働時間を9%以上削減。 26%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3カ年の当該地区の生乳100kg当たり労働時間の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	160	【生乳】 ・生乳の初産月齢を1.0%以上短縮。 2.2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3カ年の当該地区の初産月齢の平均値が都府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	161	【牛肉】 ・繁殖における子牛の平均販売価格が2.4%以上増加。 5.6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3カ年の当該地区の平均販売価格が都道府県の平均値と比較して102.0%以上。 113.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	162	【牛肉】 ・肥育における、出荷生産物に占めるA4、A5等級の割合が0.6ポ	・直近3カ年の当該地区の出荷生産物に占めるA4、A5 等級の割合の平均値が都道府県の平均値と比較して102.0%

	イント以上増加。 1.4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	以上。 143.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
163	【牛肉】 ・肉用牛の肥育における肥育開始月齢を2.4%以上短縮。 5.6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3カ年の当該地区の肥育開始月齢の平均値が都道府 県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
164	【牛肉】 ・肉用牛の繁殖における子牛の出荷月齢を2.4%以上短縮。 5.6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3カ年の当該地区の子牛の出荷月齢の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
165	【牛肉】 ・肉用牛の繁殖におけるほ育育成時事故率(分娩頭数/出荷頭数)を4.2ポイント以上低減。 9.8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3カ年の当該地区のほ育育成時事故率の平均値が都 道府県の平均値と比較して98.0%以下。 84.0%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
166	【牛肉】 ・肉用牛の肥育における肥育期間月齢を2.7%以上短縮。 6.3%以上・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 5.4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3カ年の当該地区の肥育終了月齢の平均値が都道府 県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
167	【牛肉】 ・事業実施地区の子牛の体重のバラツキ (標準偏差)を都道府県のバラツキの削減率を10ポイント以上上回る。 18ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3年間における、当該地区の子牛の体重のバラツキ (標準偏差)と都道府県のバラツキの比率が98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
168	【牛肉】 ・肉用牛の繁殖牛にあっては子牛1頭当たり、肉用牛の肥育にあっては肥育牛1頭当たりの生産コストを7%以上削減。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	産コストの平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

169	【牛肉】 ・肉用牛の繁殖牛にあっては子牛1頭当たり、肥育にあっては、肥育牛1頭当たりの労働時間を12%以上削減。 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3カ年の当該地区の肉用牛の繁殖にあっては子牛1 頭当たり、肉用牛の肥育にあっては、肥育1頭当たりの労 働時間の平均値が都道府県の平均値と比較して98.0%以下。 56.0%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
170	の成果目標を選択することはできない。 【牛肉】 ・肉用牛の繁殖における1頭当たり分娩間隔を1.3%以上短縮。 3.1%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3カ年の当該地区の分娩間隔の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
171	 【豚肉】 ・肥育豚における出荷生産物のうち「上」に格付けされる割合が1.5ポイント以上増加。 3.5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 3.0ポイント以上・・・・・・・・・・・8ポイント 2.5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3カ年の当該地区の出荷生産物のうち「上」に格付けされたものの割合の平均値が都道府県の平均値と比較して102.0%以上。 145.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
172	【豚肉】 ・繁殖めす豚における年間分娩回数を1.1%以上増加。 2.7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3カ年の当該地区の養豚の年間分娩回数の平均値が 都道府県の平均値と比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
173	【豚肉】 ・養豚における事故率(出荷頭数/分娩頭数)を24ポイント以上低減。 56ポイント以上・・・・・・・・・・・・10ポイント 48ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント 32ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3カ年の当該地区の事故率(出生から出荷場まで)の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
174	【豚肉】 ・養豚における1腹産子数が平均0.25頭以上増加。 1.25頭以上・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 1.00頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3カ年における当該地区の養豚の1腹産子数の向上割合の平均値が都道府県の平均値と比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
175	【豚肉】 ・養豚における1日平均増体重が0.25%以上増加。 1.25%以上・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 1.00%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3カ年の当該地区の1日平均増体重の平均値が都道府 県の平均値と比較して102.0%以上。 119.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

176	【豚肉】 ・肥育豚 1 頭当たり生産コストを 6 %以上削減。 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3カ年の当該地区の肥育豚1頭当たりの生産コスト 平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
177	【豚肉】 ・肥育豚 1 頭当たり労働時間を13%以上削減。 23%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3カ年の肥育豚1頭当たり労働時間の平均値が者 府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
178	【鶏肉】 ・肉用鶏飼養における育成率(49日齢時における生存羽数/鶏群のえ付け羽数)が0.2ポイント以上増加。 0.6ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3カ年の当該地区の育成率の平均値が都道府県の均値と比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
179	【鶏肉】 ・肉用鶏飼養における飼料要求率が0.25ポイント以上増加。 1.00ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3カ年の当該地区の飼料要求率の向上割合の平均が都道府県の平均値と比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
180	【鶏肉】 ・肉用鶏飼養におけるブロイラー100羽当たり生産コストを8%以上削減。 19%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3カ年の当該地区のブロイラー100羽当たりの生産ストの平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
181	【鶏肉】 ・肉用鶏飼養におけるブロイラー100羽当たり労働時間を13%以上削減。 23%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90%以下・・・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・・・・1ポイント
182	【鶏肉】 ・肉用鶏飼養における49日齢時体重が0.25%以上増加。 1.00%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント	・直近3カ年の当該地区の49日齢時体重の平均値が都近 県の平均値と比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・・5ポイント

	0.80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	108%以上・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 106%以上・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 104%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
183	【鶏卵】 ・採卵養鶏飼養における産卵率が0.3ポイント以上向上。 0.7ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 0.6ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3カ年の当該地区の産卵率の平均値が都道府県の平均値と比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
184	【鶏卵】 ・採卵鶏における年間産卵量が0.25%以上増加。 1.00%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3カ年の当該地区の産卵量の平均値が都道府県の平均値と比較して102.0%以上。 119.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
185	【鶏卵】 ・採卵鶏100羽当たり生産コストが8%以上削減。 19%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3カ年の当該地区の採卵鶏100羽当たりの生産コストの平均値が都道府県の平均値と比較して98.0%以下。 88.0%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
186	 【鶏卵】 ・採卵鶏100羽当たり労働時間が13%以上削減。 23%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3カ年の当該地区の採卵鶏100羽当たりの労働時間の 平均値が都道府県の平均値と比較して98.0%以下。 80.0%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
187	 【鶏卵】 ・採卵鶏飼養における飼料要求率が0.25ポイント以上増加。 1.00ポイント以上・・・・・・・・・10ポイント 0.80ポイント以上・・・・・・・・・8ポイント 0.65ポイント以上・・・・・・・・・・・・6ポイント 0.45ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3カ年の当該地区の飼料要求率の向上割合が都道府 県の平均値と比較して102%以上向上。 110%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
188	・実施地区における1戸当たりの農用地面積の平均値が全国の一戸当たり農用地面積の割合が100%以上。 160%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の農用地面積の平均値が直近3カ年の全国平均値と比較して120%以上。 160%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	189	110%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施地区を含む地域の乳飼比(育成牛を含む)の平均値が直近3カ年の全国平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	190	・経営収支計画における農場譲渡後6年目の農業所得が、農場貸付期間中(1~3年目)の農業所得の平均より4%以上増加。 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・当該地区の畜産経営(酪農、繁殖、肥育)における農業所得の平均値が直近3カ年の全国平均値と比較して4%以上。 120%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	191	・実施地区おける1戸当たりのTDN1kg当たりの自給飼料生産コストの平均値が全国平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 現状の実施地区を含む地域におけるTDN 1 kg当たりの自給 飼料生産コストが直近3カ年の全国平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
家畜改良増殖	192	【牛肉】 ・後代検定後、選抜種雄牛の産子の年間市場上場頭数が県有種雄牛産子中の上位10位以内。 3位以内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近年度に産子の肥育成績が出る選抜種雄牛において、 産子の肥育成績(日齢枝肉重量(g)または1日平均増体量(kg))の平均値が直近年度以前の過去2ヵ年に産子の肥育成績が出た選抜種雄牛産子の肥育成績平均値と比較して2.0%または4.0%以上高い。 日齢枝肉重量 1日平均増体量 10.0%以上・・5ポイント 20.0%以上・・5ポイント 8.0%以上・・4ポイント 16.0%以上・・4ポイント 6.0%以上・・3ポイント 4.0%以上・・3ポイント 4.0%以上・・2ポイント 2.0%以上・・1ポイント 2.0%以上・・1ポイント 7は、・直近年度に産子の肥育成績が出る選抜種雄牛雌産子において、直近年度の平均期待育種価(日齢枝肉重量(g))が直近年度の県内雌牛の平均期待育種価と比較して1.0%以上増加。 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	193	 【牛肉】 ・繁殖供用した雌牛の平均初産月齢が0.5%以上短縮。 4.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・繁殖供用した雌牛の平均分娩間隔が0.5%以上短縮。 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

194	【牛肉】 ・選抜種雄牛の雌産子の平均推定育種価(日齢枝肉重量(g))が県内雌牛の平均推定育種価と比較して1.0%以上向上。 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近年度に繁殖供用できる選抜種雄牛の雌産子を繁殖供用し、その初産月齢または分娩間隔が0.5%以上短縮。 (初産月齢) 4.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		(分娩間隔) 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
195	【牛肉】 ・各都道府県内において銘柄牛や美味しさの指標を取り入れる等の特色ある牛肉生産(家畜改良に資するものに限る)を行い、年間出荷量(kg)が0.8%以上増加。 1.6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近年度に各都道府県内において銘柄牛や美味しさの指標を取り入れる等の特色ある牛肉生産(家畜改良に資するものに限る)を行い、直近過去3ヵ年の年間平均出荷量(kg)より0.8%以上増加。 1.6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
196	【豚肉】 ・能力(1 腹当たり産子数、離乳頭数、1 日平均増体重、背脂肪の厚さ、ロース芯筋内脂肪含量、保水力、剪断力価、飼料要求率等のうち、把握可能な2項目以上について改良を行うものとする。)を1.0%以上向上。 2.4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2.4%以上・・・・・・・・5ポイント
197	【豚肉】 ・当該銘柄(事業実施地区内の養豚産業の品質向上、競争力強化に寄与するものであり、都道府県が推奨する銘柄又は今後、銘柄化が確実であるもの。以下【豚肉】において同じ。)の一腹当たりに係る生産量(産肉量)又は飼養頭数を4%以上増加。8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	量又は飼養頭数に対して4%以上多い。
198	 【豚肉】 ・当該銘柄の生産量(産肉量)又は飼養頭数を5%以上増加。 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・当該銘柄の生産量(産肉量)又は飼養頭数について、都 道府県における銘柄の過去5年間の生産量に対して5%以 上多い。 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

		5%以上・・・・・・・・・・1ポイント
199	【豚肉】 ・当該銘柄豚 1 頭当たり物財費を 3 %以上削減。 7 %以上・・・・・・・・・・・・・・10ポイント	・当該銘柄の物財費について、都道府県における銘柄の対 握可能な直近年度の物財費に対して3%以上。 7%以上・・・・・・・・・・・・・・5ポイント
	6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6%以上・・・・・・・・・・・・・・4ポイント
	5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
	4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント	4%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント
	3%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	3%以上・・・・・・・・1ポイント
200	【豚肉】 ・当該銘柄豚1頭当たり労働時間を6.5%以上削減。	・当該銘柄の労働時間について都道府県における銘柄豚の把握可能な直近年度の労働時間に対して6.5%以上。
	11.5%以上・・・・・・・・・・10ポイント	11.5%以上・・・・・・・・・5ポイント
	10.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント	10.0%以上・・・・・・・・・4 ポイント
	9.0%以上・・・・・・・・・・・・・・6 ポイント	9.0%以上・・・・・・・・・3ポイント
	7.5%以上・・・・・・・・・・・・4ポイント	7.5%以上・・・・・・・・・2ポイント
	6.5%以上・・・・・・・・・・・・・・2ポイント	6.5%以上・・・・・・・・・1 ポイント
201	【鶏肉】	・能力について都道府県が独自に設定した値に対して1%
	・能力(飼料要求率、49日齢時体重等)が現在値に対して1.0%	
	以上向上。	25%以上・・・・・・・・・・5 ポイント
	2.4%以上・・・・・・・・・・・・10ポイント	19%以上・・・・・・・・・・・4 ポイント
	2.0%以上・・・・・・・・・・・・8ポイント	13%以上・・・・・・・・・・3 ポイント
	1.7%以上・・・・・・・・・・・・・・・6 ポイント	7%以上・・・・・・・・・・2ポイント
	1.4%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント	1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	1.0%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	
202	【鶏肉】	・当該銘柄の飼養羽数又は生産量(産肉量)について都証
	・当該銘柄(事業実施地区内の養鶏産業の競争力強化・品質向	府県が独自に設定した値に対して5%以上多い。
	上に寄与するものであり、改良増殖に資する取組を行う家畜の	65%以上・・・・・・・・・・5ポイント
	銘柄。以下【鶏肉】において同じ。)の飼養羽数又は生産量(産	50%以上・・・・・・・・・・4ポイント
	肉量)が現在値に対して5%以上増加。	35%以上・・・・・・・・・・3ポイント
	25%以上・・・・・・・・・・・10ポイント	20%以上・・・・・・・・・・2 ポイント
	20%以上・・・・・・・・・・・8ポイント	5%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	15%以上・・・・・・・・・・・・・・6ポイント	
	10%以上・・・・・・・・・・・・4ポイント	
	5%以上・・・・・・・・・・・2ポイント	
203	【鶏肉】	・当該銘柄100羽当たりの生産コストが直近3ヵ年の平均。
	・当該銘柄100羽当たりの生産コストが現在値に対して4.0%以	りも4.0%以上削減。
	上削減。	9.5%以上・・・・・・・・・・5ポイント
	9.5%以上・・・・・・・・・・・10ポイント	8.0%以上・・・・・・・・・・・4ポイント
	8.0%以上・・・・・・・・・・・8ポイント	6.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント
	6.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・6 ポイント	5.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント
	5.0%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント	4.0%以上・・・・・・・・・・1 ポイント
	4.0%以上・・・・・・・・・・・・・・2ポイント	
	※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別204 の成果目標を選択することはできない。	
204	【鶏肉】	・当該銘柄100羽当たりの労働時間が直近3ヵ年の平均よ
	・当該銘柄100羽当たりの労働時間が現在値に対して6.5%以上	も6.5%以上削減。
	削減。	11.5%以上・・・・・・・・・5 ポイント
	11.5%以上・・・・・・・・・・10ポイント	10.0%以上・・・・・・・・・・4 ポイント
	10.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント	9.0%以上・・・・・・・・・3 ポイント
	9.0%以上・・・・・・・・・・・・・・6ポイント	7.5%以上・・・・・・・・・2 ポイント
	7.5%以上・・・・・・・・・・・4ポイント	6.5%以上・・・・・・・・・1 ポイント
	6.5%以上・・・・・・・・・・・2ポイント	
	※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別203	
	の成果目標を選択することはできない。	

	上向上。 2.4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2.4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
206	【鶏卵】 ・当該銘柄(事業実施地区内の養鶏産業の競争力強化・品質向上に寄与するものであり、改良増殖に資する取組を行う家畜の銘柄。以下【鶏卵】において同じ。)の飼養羽数又は鶏卵の生産量が現在値に対して5%以上増加。 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25%以上・・・・・・・・・5ポイント
207	【鶏卵】 ・当該銘柄100羽当たりの生産コストが現在値に対して4.0%以上削減。 9.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
208	【鶏卵】 ・当該銘柄100羽当たりの労働時間が現在値に対して6.5%以上削減。 11.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11.5%以上・・・・・・・・5ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
209	【特用家畜のうち地鶏等の家きん】 ・当該家畜(当該銘柄(事業実施地区内の産業の競争力強化・品質向上に寄与するものであり、改良増殖に資する取組を行う特用家畜の銘柄。以下【特用家畜】において同じ。))の飼養羽数又は生産量(産肉量)が現在値に対して25%以上増加。 125%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	は生産量(産肉量)の全国平均値(ただし、全国平均値が
	 【馬及び特用家畜】 ・事業実施地区を含む地域の当該家畜の飼養頭羽数又は生産量(産肉量)が都道府県の定める目標頭数に対して60%以上増加。 140%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【馬】 ・現状の地区の生産技術(生産率)が平成15年度から平成 17年度までの全国平均値と比較して0.5%以上高い。 2.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
210	【馬】 ・馬の生産技術(生産率)を現状値に対して0.5ポイント以上向上。ただし、馬の生産技術(生産率)の全国平均値又は都道府	

		県で独自に設定した数値以上の取り組みとする。 2.5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	211	【馬及び特用家畜】 ・当該家畜(当該銘柄)の生産コストが現在値に対して5%以上削減。ただし、地域における直近3年間平均生産コスト以下の取り組みとする。 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	よりも5%以上削減。 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	212	【馬及び特用家畜】 ・当該家畜(当該銘柄)の労働時間が現在値に対して5%以上削減。ただし、地域における直近3年間平均労働時間以下の取り組みとする。 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	りも5.0%以上削減。 68.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
飼料増産	213	・組織の飼料収穫・収集・受託面積・放牧面積の県又は市町村 平均と比較した割合が直近年から5ポイント以上増加。 30ポイント以上・・・・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・組織の飼料収穫・収集・受託面積・放牧面積が県又は市町村平均と比較して100%以上。 120%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	214	・受益地区や組織の単収の県又は市町村平均と比較した割合が 直近年から4ポイント以上増加。 (本交付金で整備する施設等が地区内の農業者が広く利用する ものの場合は「受益地区」、事業実施主体の構成員内で利用する ものの場合は「組織」を設定基準とすること。) 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・受益地区や組織の単収が県又は市町村平均と比較して100.0%以上。 134.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	215	・受益地区や組織の労働時間が県又は市町村平均と比較して4%以上削減。	・受益地区や組織の労働時間が県又は市町村平均と比較して100%以下。

		(本交付金で整備する施設等が地区内の農業者が広く利用するものの場合は「受益地区」、事業実施主体の構成員内で利用するものの場合は「組織」を設定基準とすること。) 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
飼料増産(地域 未利用資源の飼 料利用)	216	・受益農家における濃厚飼料中の未利用資源の利用率が、直近の全国の利用率(ただし、地域で算出された未利用資源の利用率を用いても可。)に対して2ポイント以上拡大。 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	217	・未利用資源の排出事業者における飼料化率が、直近の全国の 飼料化率(ただし、地域で算出された未利用資源の飼料化率を 用いても可。)に対して2ポイント以上拡大。 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・未利用資源の排出事業者における飼料化率が、全国の数値(ただし、地域で算出された未利用資源の飼料化率を用いても可。)の100.0%以上。 123.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	218	・受益農家における飼料コスト (濃厚飼料相当の飼料購入費) が、直近の全国の数値 (ただし、地域で算出され飼料コストの数値を用いても可。)の平均に対して0.5%以上削減。 4.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・受益農家における飼料コスト(濃厚飼料相当の飼料購入費)が、全国の数値(ただし、地域で算出された飼料コストを用いても可。)の100%以下。 96%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	219	・受益地区や組織の労働時間が県又は市町村平均と比較して4%以上削減。 (本交付金で整備する施設等が地区内の農業者が広く利用するものの場合は「受益地区」、事業実施主体の構成員内で利用するものの場合は「組織」を設定基準とすること。) 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・受益地区や組織の労働時間が県又は市町村平均と比較して100%以下。 80%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
食肉等流通体制整備	220	【牛肉・豚肉】 ・産地食肉センターの1日当たりの平均処理頭数を10%以上(肥育豚換算:牛又は馬1頭につき豚4頭に換算。以下「肥育豚換算」という。)増加。 ただし、目標年度における1日あたりの平均処理頭数が1,120頭以上であることとする。 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ただし、再編整備を伴うものについては、統合する施設 の処理頭数を加えるものとする。

	1,680頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
221	【牛肉・豚肉】 ・産地食肉センターの年間の牛と畜頭数における輸出向けの牛のと畜頭数の割合を4%以上に増加。 ただし、施設整備により輸出が可能となる国・地域に輸出する牛の頭数に限る。 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ϑ .
222	【牛肉・豚肉】 ・産地食肉センターの1頭当たりの部分肉処理コストを5%以上削減。(処理コスト:部分肉処理加工部門における水道光熱費、修繕費、消耗品器具費、減価償却費、労務費、管理費、その他必要な経費を計上) 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 牛
223	【牛肉・豚肉】 ・産地食肉センターの部分肉仕向割合を2.5ポイント以上増加。 12.5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業を実施する産地食肉センターの部分肉仕向割合が、 1 牛の場合 60.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
224	【家畜流通】 ・年間の家畜取引頭数を1.0%以上増加。 25.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業を実施する家畜市場の年間取引頭数が8,000頭以上。 ただし、合併等により市場の統合をする場合は合算した 取引頭数とする。 10,000頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
225	【家畜流通】 ・開催1回あたりの平均取引頭数が250頭以上。 ただし現況を下回る目標は認めない。 450頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・年間開催回数(毎月1回以上)が12回以上。 36回以上・・・・・・・・・5ポイント 30回以上・・・・・・・・・・・4ポイント 24回以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	400頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18回以上・・・・・・・・・・・・・・2 ポイント 12回以上・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
226	【家畜流通】 ・牛換算100頭当たり取引コストを1.0%以上削減。 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・再編整備地域内の市場流通占有割合が20%以上。 80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
227	 【鶏肉】 ・鶏もも肉1kg当たりの販売価格を1.0%以上増加。 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3カ年の鶏もも肉1kgの卸売価格の平均と比較した場合 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
228	【鶏肉】 ・受益農家の出荷羽数を1%以上増加。 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・受益農家全体の年間出荷羽数がブロイラーにあっては600万羽以上、成鶏にあっては200万羽以上。(ただし、再編整備を伴う場合には、統合する施設の受益農家の出荷羽数を加えるものとする) (ブロイラーにあっては、) 660万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
229	【鶏肉】 ・1万羽当たり処理・加工コストを1%以上削減。 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・生体 1 kgあたりの平均処理加工費用50円と比較して1.0%以上低い。 11.0%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
230	 【鶏卵】 ・鶏卵 1 kg当たりの販売価格を1.0%以上増加。 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 直近6年間の農家販売価格の平均と比較した場合 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
231	【鶏卵】 ・事業実施主体の鶏卵販売量を1.0%以上増加。 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・1日当たりの鶏卵販売量が10トン以上。(ただし、再編整備を伴う場合には、統合する施設の販売量を加えるものとする。) 61トン以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	232	 【鶏卵】 ・鶏卵100kg当たり処理コストを1.0%以上削減。 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・鶏卵100kg当たりの全国平均処理コスト2,879円より1.0%以上低い。 30.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	233	 【鶏卵】 ・鶏卵処理施設内における廃棄ロスの割合を0.2ポイント以上低減。 1.0ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 0.8ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・鶏卵処理施設内における廃棄ロスの割合が2.00%以下。 1.00%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
草地環境基盤整備対策	234	 ・飼料自給率の増加割合が事業実施前に対して5ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・飼料自給率(直近単年度)の全国平均値(ただし、事業 実施地区を含む地域で算出された数値を用いても可。)に 対して100.0%以上。 182.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	235	・家畜飼養頭数又は畜産物出荷量(公共牧場にあっては、利用 頭数、採草供給量)の増加割合が事業実施前に対して8%以上 増加。 16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	236	・労働時間が事業実施前に対して2%以上減少。 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・労働時間が(直近単年度)の北海道・都府県の平均値(ただし、地域で算出された数値を用いても可。)に対して100%以下。 80%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	237	 たい肥の農地還元量の向上割合が事業実施前に対して5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 たい肥の還元農用地において、土壌に投入される肥料成分量のうちたい肥から供給される成分量の割合が5.0%以上。 26.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

メニュー	達成すべき成果目標基準	ポイント
意欲ある多様 な農業経営の 育成・確保	【特定地域経営支援整備】 以下に掲げる1の基準を満たしていること。	達成すべき成果目標基準の欄の1、2、3のうちいずれか2つのポイントと4の地区選択目標の合計。
	1 意欲ある多様な農業経営の育成 意欲ある個別経営体が現在に比べ1経営体以上増加、又 は農業法人を1法人以上設立、又は集落営農組織を1組織 以上設立	
	2 農業所得の向上	道府県平均より高い場合 ・農業所得の向上について 事業受益農家のうち農業所得が5%以上向上する農家の割合が
		50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		※ 上記のポイントに加え、以下のポイントを加算 事業受益農家の平均農業所得の増加額が 30万円以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	3 雇用の増加	 ・雇用者の増加について (延べ240人・日増加につき1人とカウント) 7名以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		※ 上記のポイントに加え、以下のポイントを加算 雇用者の増加のうち常時雇用者数が 2名以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	4 地区選択目標 ※ 地域の課題や取組の方向性を踏まえ、自由に設定する定量的な目標とし、設定数の制限はないものとする	・地域が自主的に食料自給率の向上、農地利用の向上、農業の6次産業化、経営の効率化、新規参入・就農の促進、耕作放棄地の解消、多面的機能の維持等という目的に即した地区選択目標を設定している場合には、1項目につき3ポイントを加算(加算の上限は6ポイントまで)
新規就農者の 育成・確保	【研修教育基幹施設整備】	達成すべき成果目標の基準の欄の1、2、3のうち1つ又は2つを選択し、それぞれのポイントを加えた合計
	1 新規学卒就農者率の向上 卒業生に占める新規就農者の割合が現状より増加すること。	・卒業生に占める新規就農者の割合の増加について 6ポイント以上・・・・・・・8ポイント 4ポイント以上6ポイント未満・・・・6ポイント 2ポイント以上4ポイント未満・・・・4ポイント

		2ポイント未満・・・・・・・・2ポイント
		※上記のポイントに加え、以下の場合には4ポイントを加算・現状の卒業生に占める新規就農者の割合が、全国平均より大き場合
		 ※※上記のポイントに加え、以下のいずれかにより3ポイントを加算 ① 農業研修教育の取組について、農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第7条第5項に掲げる「協同農業普及事業の実施に関する方針」に記載されている場合 ② 就農に向けた計画指導等を担当する専任職員を配置 ③ 有機農業の授業を導入 ④ 輸出促進関連授業の導入 ⑤ 当該施設の導入により重点課題における普及指導課題の30%以上が解決されること ⑥ 目標時の新規就農者に占める認定就農者の割合が30%以上
-		
	2 新規就農者の育成 新規就農希望者を対象とした研修教育修了者が新規就農 すること。	 新規就農希望者を対象とした研修教育修了者のうちの新規就農者数について 9名以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		※上記のポイントに加え、以下の場合には4ポイントを加算・目標時の新規就農者に占める認定就農者の割合が30%以上の場合
		 ※※上記のポイントに加え、以下のいずれかにより3ポイントを加算 ① 農業研修教育の取組について、農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第7条第5項に掲げる「協同農業普及事業の実施に関する方針」に記載されている場合 ② 就農に向けた計画指導等を担当する専任職員を配置 ③ 有機農業の授業を導入 ④ 2以上の研修コースを設置 ⑤ 農業者等の組織する団体が研修教育を実施する場合
	3 農業者のスキルアップ (1)又は(2)のどちらか1つのみ選択が可能。 (1)当該地域における農業者のうち研修受講者数が現状より増加すること。	 ・研修受講者の増加数について 80名以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		※上記のポイントに加え、以下の場合には4ポイントを加算・目標時の研修受講者に占める認定就農者及び認定農業者の割合が40%以上の場合
		 ※※上記のポイントに加え、以下のいずれかにより3ポイントを加算 ① 農業研修教育の取組について、農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第7条第5項に掲げる「協同農業普及事業の実施に関する方針」に記載されている場合 ② 有機農業の授業を導入 ③ 輸出促進関連授業の導入 ④ 2以上の研修コースを設置 ⑤ 新たな製品開発に向けた加工技術に関する授業の導入
	(2) 2の研修教育修了者で新規就農した者のうち新規就 農者向け研修受講者が増加すること	・2の研修教育修了者で新規就農した者のうち新規就農者向け研修を受ける者の割合について 60%以上・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 40%以上60%未満 ・・・・・・・6ポイント 20%以上40%未満 ・・・・・・・4ポイント 20%未満・・・・・・・・・・・・・・2ポイント

※上記のポイントに加え、以下の場合には4ポイントを加算 ・目標時の研修受講者に占める認定就農者及び認定農業者の割合が40%以 上の場合
 ※※上記のポイントに加え、以下のいずれかにより3ポイントを加算 ① 農業研修教育の取組について、農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第7条第5項に掲げる「協同農業普及事業の実施に関する方針」に記載されている場合 ② 有機農業の授業を導入 ③ 輸出促進関連授業の導入 ④ 2以上の研修コースを設置 ⑤ 新たな製品開発に向けた加工技術に関する授業の導入

別表2-3 (食品流通の合理化)

「達成すべき成果目標基準」をいずれか2つまで選択できる。

メニュー	達成すべき成果目標基準	ポイント	
安全・安心な市場流通	【環境負荷の軽減】 ・売場施設における二酸化窒素の大気濃度の環境基準値を100とした場合の指数値、浮遊粒子 状物質の大気濃度の環境基準値を100とした場 合の指数値の平均が41.7以下	27.4以下・・・・7ポイント	該当する以下のいずれか1つ又は2つの加算を行う(1つのメニュー内で「達成すべき成果目標基準」を1つ選択する場合は1つを加算する。同一のメニュー内で2つの「達成すべき成果目標基準」を選択する場合は異なる2つを加算する。)。
	【物品鮮度の保持】 ・低温売場販売率(低温売場での販売金額/全売場での販売金額)が低温売場面積率(低温売場面積/全売場面積)を1.8ポイント以上超過	4.9以上・・・・・7 ポイント	・中央卸売市場整備計画に「施設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場」として位置付けられた中央卸売市場が、農林水産省に提出した整備計画書に沿って施設の改良、造成若しくは取得を行う場合又は上記以外の中央卸売市場がBSE対策に係る施設の改良、造成若しくは取得を行う場合・・・・8ポイント加算
	【物品評価の改善】 ・全国を100とした場合の卸売単価(販売金額/販売数量)の指数値が施設整備前の値を1.2ポイント以上超過 ※ 施設整備市場の卸売単価は青果物では全	・超過ポイント数が 2.4以上・・・・・7ポイント 1.2~2.3・・・・3ポイント	
	中央卸売市場の野菜、果物、水産物では全中央卸売市場の生鮮魚、冷凍魚、塩干加工、 食肉では全中央卸売市場の牛、豚、花きでは全中央卸売市場の切花、枝もの、鉢もの の取扱金額で加重平均し算出すること。		・卸売市場再編促進施設整備の取組のうち 地方卸売市場への転換に係る取組による 場合・・・8ポイント加算 ・円滑な市場取引を確保するための天災等
	・廃棄される物品の量を15.3%以上削減	・廃棄物品量の削減率が 39.5%以上・・・7ポイント 15.3~39.4%・・3ポイント	により被災した施設の改良を行う場合・・・8ポイント加算 ・民間活力を活用する卸売市場活性化推進 の取組による場合・・・4ポイント加算
	【品質管理の高度化】 ・BSE対策に対応した整備を実施	・BSE対策に係る施設の整備・・・・・・・・7ポイント	・出荷者及び実需者と連携し卸売市場品質 管理高度化マニュアルに基づく規範に即 した取組を実施している場合又は実施す ることが確実である場合・・・8ポイン
	・卸売市場品質管理高度化マニュアルに基づく規範の策定及び実施	・卸売業者及び仲卸業者が取組む品質管理についての規範を策定・・・7ポイント	
効率的な市場流通	【集荷力の向上】 ・目標年度における取扱数量が推計値を0.7%以上超過	・取扱数量の推計値超過率が 4.6%以上・・・・7ポイント 0.7~4.5%・・・・3ポイント	該当する以下のいずれか1つ又は2つの加算を行う(1つのメニュー内で「達成すべき成果目標基準」を1つ選択する場合は1つを加算する。同一のメニュー内で2つの「達成すべき成果目標基準」を選択する場合は異なる2つを加算する。)。 ・中央卸売市場整備計画に「施設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場」として位置付けられた中央卸売市場が、農林水産省に提出した整備計画書に沿って施設の改良、造成又は取得を行う場合・・・8ポイント加算
	【物流の迅速化】 ・単位重量当たり作業時間を1.2%以上短縮	・作業時間の短縮率が8.1%以上・・・・7ポイント1.2~8.0%・・・・3ポイント	
	【物流コスト等の削減】 ・物流コストを1.1%以上削減	・物流コストの削減率が 1.9%以上・・・・7ポイント	

	 ・残品・残さ、包装容器の処理コストを1.2%以上削減 ・施設の維持管理コストを1.3%以上削減 	 1.1~1.8%・・・・3ポイント ・処理コストの削減率が 8.1%以上・・・・7ポイント 1.2~8.0%・・・・3ポイント ・維持管理コストの削減率が 14.2%以上・・・・7ポイント 1.3~14.1%・・・・3ポイント 	 ・卸売市場再編促進施設整備の取組のうち地方卸売市場への転換に係る取組による場合・・8ポイント加算 ・円滑な市場取引を確保するための天災等により被災した施設の改良を行う場合・・8ポイント加算 ・民間活力を活用する卸売市場活性化推進の取組による場合・・4ポイント加算 ・食料供給コスト縮減アクションプランの別添「重点的に取組むべき課題に係る取組」の3のうち「物流の効率化」に規定している場合又は実施することが確実である場合・・8ポイント加算
卸売市場の再編	【統合による中央卸売市場の機能強化】 ・目標年度における取扱数量が推計値を0.7%以上超過 【市場間連携による中央卸売市場の機能強化】 ・取扱数量が卸売市場整備基本方針に定める再編基準の指標①の取扱数量(平成14年3月末現在の人口から算定される取扱数量)又は指標②の取扱数量のいずれか以上となる時期が連携後5年以内	4.6%以上・・・・7ポイント 0.7~4.5%・・・3ポイント ・指標①の取扱数量(又は指標②の取扱数 量)以上となるのが	該当する以下のいずれか1つの加算を行う。 ・地方市場施設整備の取組のうち他の地方 ・・・8ポイント加算 ・円滑な市場とのででである。 ・・・8ポイント加算 ・円滑な市場取引を確保するための天災は取得を行う場合・・・8ポイント加算 ・囲売市場を確保の改良、造成関連を行う場合・・・・8ポイント加算 ・卸売市場再編促進施設整備の取組のうちを廃止にがある場合。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	 【統合・市場間連携による地方卸売市場の再編】 ・統合の場合 目標年度における取扱数量が推計値を0.7% 以上超過 ・市場間連携の場合 目標年度における連携市場の取扱数量の合計が推計値を0.7%以上超過(ただし、地域拠点市場と連携先市場との転送に係る取扱数量は控除する) 	4.6%以上・・・・7ポイント 0.7~4.5%・・・3ポイント	

別表2-4 (共通加算ポイント)

別表2-1から2-3までに定めるポイントに加え、以下に掲げる場合はポイントを加算できるものとする。

共通加算ポイントの内容

1 都道府県の優先的事業加算ポイント

事業実施主体等が策定する事業実施計画のうち、都道府県において、特に重要性が高く優先的に事業を実施する必要があると判断した事業実施計画を3つまで選択できることとし、これらの事業実施計画については、2ポイントを加算できるものとする。 ただし、当該加算を付与した事業実施計画については、都道府県において優先的に事業採択を行うものとする。

2 重点的事業加算ポイント

事業実施主体等が策定した事業実施計画のうち、農林水産大臣が食料自給率の向上や農業の6次産業化等を通じた所得の増大等の観点から、特に重要な事業であると認めた事業実施計画については、最大10ポイントの加算ができるものとする。